

紫波町障がい福祉プラン

- ・障がい者計画
- ・第 7 期障がい福祉計画
- ・第 3 期障がい児福祉計画

《令和 6～8 年度》

令和6年3月

紫 波 町

はじめに



紫波町では、令和2年3月に、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とする「紫波町障がい福祉プラン（障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画）」を策定し、障がい福祉の向上を図っているところです。

国においては、平成18年度の障害者自立支援法の施行後、障害者総合支援法をはじめ、障害者差別解消法、障害者虐待防止法など、障害者福祉制度の充実に向けた法整備が進められました。さらに令和5年3月に閣議決定された第5次障害者基本計画において、障がいのある方が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、社会的障壁を除去するため、政府が取り組むべき障がい者施策の基本的な方向が定められました。

現在の紫波町障がい福祉プランは、令和5年度末で計画期間が満了となるため、国の動向を踏まえながら、令和6年度から令和8年度を計画期間とする新たな「紫波町障がい福祉プラン（障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画）」を策定いたしました。

新たな紫波町障がい福祉プランは、個別施策の内容をさらに充実させるとともに、国の指針や県の障がい福祉計画及び障がい児福祉計画などと整合性を保ちながら、障がいのある方が自立した日常生活を営むために必要なサービス量などを確保するため、数値目標や見込量の見直しを行ったものです。

紫波町では「暮らし心地の良いまち」を基本構想に掲げており、第三次紫波町総合計画の目的の一つである「一人ひとりが自立し、支え合って暮らせるまちづくりを進めます」の実現に向けて、保健・福祉・教育・雇用部門等で連携を図りながら着実に本プランを推進できるよう、町民の皆様をはじめ、関係機関、関係団体の皆様とともに取組んでまいりたいと考えておりますので、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本プランの策定にあたり、多大なご尽力をいただきました紫波町障害者計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見やご協力をいただきました多くの方々に心より感謝申し上げます。

令和6年3月

紫波町長 熊谷 泉

目 次

第1章	紫波町障がい福祉プランの概要	
第1節	紫波町障がい福祉プラン策定の背景と趣旨	2
第2節	計画の基本理念	5
第3節	紫波町障がい福祉プランの位置づけ	6
第4節	紫波町障がい福祉プランの全体像	7
第5節	上位計画・他計画との関連	10
第6節	紫波町障がい福祉プランの期間	10
第2章	障がい(児)者の状況	
第1節	障がい(児)者(身体・知的・精神)数の推移	12
第2節	身体障がい(児)者の状況	12
第3節	知的障がい(児)者の状況	14
第4節	精神障がい者の状況	15
第5節	難病患者の状況	16
第6節	高次脳機能障害の状況	17
第7節	発達障がいの状況	18
第8節	障がい福祉についてのアンケート調査結果	19
第3章	紫波町障がい者計画	
第1節	地域の理解促進・障がい福祉の推進	28
第2節	相談支援体制の充実	30
第3節	保健・医療の充実	33
第4節	療育・教育の充実	36
第5節	雇用・就労支援の促進	38
第6節	経済的支援の充実	40
第7節	生活支援の充実	42
第8節	社会参加の促進	44
第9節	生活環境の整備の推進	47
第10節	権利擁護体制の充実	49
第11節	障害福祉サービス支援体制の確保(第4章へ)	
第12節	障害児通所支援体制の確保(第5章へ)	

第4章	第7期障がい福祉計画	
第1節	自立を支援していく数値目標について	53
	・第6期障がい福祉計画の進捗状況	
	・第7期障がい福祉計画における数値目標の設定	
第2節	障害福祉サービス・相談支援の見込量の設定	60
第3節	地域生活支援事業の見込量の設定	68
第4節	補装具と自立支援医療(精神通院医療・更生医療・育成医療)	91
第5章	第3期障がい児福祉計画	
第1節	障がい児支援の提供体制を整備するための数値目標について	93
	・第2期障がい児福祉計画の進捗状況	
	・第3期障がい児福祉計画における数値目標の設定	
第2節	障害児通所サービス等・障害児相談支援の見込量の設定	95
第6章	計画の推進のために	
第1節	計画の推進	99
第2節	計画の評価	99
第7章	資料編	
第1節	紫波町障害者計画策定委員会条例	101
第2節	紫波町障害者計画策定委員会 委員名簿	103
第3節	紫波町障がい福祉プラン策定経過	104
第4節	用語解説	106

「障害」と「障がい」の表記について

近年、障がいのある方への配慮から、障害の「害」の字をひらがなで表記する傾向にあります。紫波町障がい福祉プランでは、障がい者の人権を尊重する観点から、可能な限り「害」の字をひらがなで表記しています。

なお、国の定めによるものや法制上決められている固有名詞等については、漢字表記としておりますのでご了承ください。



第1章 紫波町障がい福祉プランの概要

第1節 紫波町障がい福祉プラン策定の背景と趣旨

第2節 計画の基本理念

第3節 紫波町障がい福祉プランの位置づけ

第4節 紫波町障がい福祉プランの全体像

第5節 上位計画・他計画との関連

第6節 紫波町障がい福祉プランの期間

第1節 紫波町障がい福祉プラン策定の背景と趣旨

(1) 紫波町障がい福祉プラン策定の背景

町では、平成8年に障害者計画を策定し、変化する障がい者を取り巻く環境や制度等に対応しつつ様々な事業等の推進に努めてきました。

国においては、平成14年に「障害者基本計画」が策定され、平成15年には「支援費制度」の導入、そして平成18年4月には「障害者自立支援法」が施行され、「障害福祉画」の策定が地方自治体に義務付けられました。さらに平成24年には障害者自立支援法を改め「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法）」が制定され、難病患者を含めた障がい者を総合的に支援する体制を確立し、現在に至ります。

こうした様々な制度の改正があった中、紫波町では第1期となる障害福祉計画の策定とあわせ、平成18年度に障害者計画と障害福祉計画を一体化した「紫波町障害者プラン」を策定しました。その後3年に1度の見直しを行いながら、平成24年度からは「紫波町障害福祉プラン」へと名称を変更し、現在は令和3年度から令和5年度を計画期間とする紫波町障がい福祉プラン（障がい者計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画）を推進しています。

(2) 紫波町障がい福祉プラン策定の趣旨

町では、すべての人が自立的な生活を送ることができるよう、支え合いの地域づくりを目指した障がい者支援施策を推進するため、令和2年度に「障がい者計画」と「第6期障がい福祉計画」「第2期障がい児福祉計画」が一体となった、「紫波町障がい福祉プラン」（令和3年度～令和5年度）を策定しました。

前計画の策定から3年が経過し、前計画における施策や事業の成果、課題が見えてきています。住民ニーズの多様化や抱える課題の複雑化、専門性の高い課題など、様々な課題に合った障害福祉サービス等の提供やきめ細やかな支援が求められています。

今般、前計画における取組を充実させ、国や岩手県の動向、地域の実情を鑑み、目まぐるしく変化する障がい者施策に対応しながら、総合的・計画的に推進するために、令和6年度～令和8年度（3年間）における新たな「紫波町障がい福祉プラン」を策定します。

【制度の変遷】

平成18年の障害者自立支援法施行後、平成22年1月に障害者自立支援法に対する違憲訴訟があり、国と訴訟団体が法の改善を行うことで和解合意しました。このことから毎年のように制度改正が行われ、平成24年に障害者総合支援法が制定されました。

H14年	障害者基本計画(第二次)の策定	
H15年	・支援費制度の発足	
H18年	【施行】 ・障害者自立支援法 ・バリアフリー法	・三障がいに係る制度の一元化、市町村による一元的なサービス提供
H22年	【改正】 障害者自立支援法	・応能負担の原則化、発達障害を対象として明示
H23年	【改正】 障害者基本法	・地域社会における共生、差別の禁止
H24年	【改正】 障害者自立支援法、 児童福祉法 【施行】 障害者虐待防止法	・相談支援体制の強化 ・障害児施設の再編、放課後等デイサービスの創設
H25年	【施行】障害者総合支援法 (障害者自立支援法の見直し)	基本理念の制定、難病の追加、グループホームへの一元化
	障害者基本計画(第三次)の策定	
H28年	【施行】障害者差別解消法 【改正】発達障害者支援法	・不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供

【障害者施策をめぐる近年の動き】

年	主な制度・法律	主な内容
H30年	障害者基本計画(第四次)策定	
	【改正】障害者雇用促進法	・障害者雇用義務の対象に精神障害者が加わる
	【改正】障害者総合支援法 【施行】児童福祉法	・障害者の望む地域生活の支援や障害児支援のニーズの多様化に対するきめ細かな対応 ・サービスの質の確保、向上に向けた環境整備
	【施行】障害者文化芸術推進法	・障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することで障害者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進 ・計画策定が努力義務化(地方公共団体)
H31年	・障害者文化芸術推進計画策定の義務化	・障害者による文化芸術活動の幅広い促進 ・障害者による作品等の創造に対する支援強化 ・地域における障害者の作品等の発表や交流の

		促進による住みよい地域社会の実現
R1年	【改正】障害者雇用促進法	・障害者活躍推進計画策定の義務化(地方公共団体)
	【施行】読書バリアフリー法	・視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進を目的とする
R2年	【改正】障害者雇用促進法	・事業主に対する給付制度、障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度(もにす認定制度)の開始
R3年	【改正】障害者差別解消法	・合理的配慮の提供義務の拡大(国や自治体のみから民間事業者も対象に)
	【施行】医療的ケア児支援法	・子どもや家族が住んでいる地域にかかわらず適切な支援を受けられることを基本理念に位置づけ、国や自治体に支援の責務を明記
R4年	【改正】障害者総合支援法	・グループホーム入居時の一人暮らしへの移行支援を進める
	【改正】障害者雇用促進法	・週20時間未満で働く精神障害者等について、法定雇用の算定対象に加える
	【施行】障害者情報アクセシビリティコミュニケーション施策推進法	・障害のある人が障害の種類や程度にあったコミュニケーション手段を選択できるようにすることを規定
R5年	障害者基本計画(第五次)策定	
	こども家庭庁 新設	障害児に関する事業所管が、従来の厚生労働省から移管

第2節 計画の基本理念

障がい者福祉は、「障害者に全ての人が持つ通常の生活を送る権利を、可能な限り保障することを目的に社会福祉を進めること」というノーマライゼーションの理念の下で実施していることから、その理念に基づき紫波町障がい福祉プランを策定します。

<理念> ノーマライゼーション

障がいのある人を含む社会的支援が必要な全ての人たちに、居住・教育・労働・余暇などの生活条件を、その国の人びとが生活している通常的生活条件に可能な限り同じようにすること。

○バリアフリー

建物をつくるときに段差や仕切りをなくすなど、私たちが生活しやすいように配慮することです。

そして、バリアフリー社会とは、高齢者や障がいのある人だけでなく、全ての人にとって安全で安心して生活ができる社会のことです。

○ユニバーサルデザイン

障がいのある人を限定とせず、文化・言語・国籍の違いや、老若男女、能力の違いを問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計(デザイン)のことです。

例)★ 頭を洗っているときは誰もが目が見えないので、シャンプーのボトルの横に凸凹の印がつけられ、リンスのボトルと区別されていること

★ 外国人などのために、文字の代わりに絵文字(ピクトグラム)を使って各種表示を行うこと



第3節 紫波町障がい福祉プランの位置づけ

本プランは、「障がい者計画」と「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」を一体的に策定するものです。

計画の策定にあたっては、第三次紫波町総合計画といった上位計画及び、本町の保健・福祉分野の計画、それ以外の分野の計画との連携を図っていきます。

●「障がい者計画」とは

障害者基本法第11条第3項に基づく市町村計画として策定するものです。

保健・医療・教育・居住環境・生活支援等、障がい者に関する多様な分野を網羅した障がい者福祉に関する町の総合的な計画です。

●「障がい福祉計画」とは

障害者総合支援法第88条に基づく市町村福祉計画として策定するものです。

障がい福祉サービスや地域生活支援事業等の必要量の見込みを定める計画です。

●「障がい児福祉計画」とは

児童福祉法第33条の20に基づき市町村計画として策定するものです。

障がい児通所サービスの必要量や障がい児支援の体制整備について見込みを定める計画です。

【紫波町障がい福祉プラン】

【障がい者計画】 障がい福祉に関する総合的計画 (12の施策分野)	【障がい福祉計画】 障害福祉サービス、地域生活支援事業等の必要とする数値や支援体制の整備見込み	【障がい児福祉計画】 障害児通所支援の必要とする数値や障害児支援の体制整備見込み
○地域の理解促進・障がい福祉の推進 ○相談支援体制の充実 ○保健・医療の充実 ○療育・教育の充実 ○雇用・就労支援の促進 ○経済的支援の充実 ○生活支援の充実 ○社会参加の促進 ○生活環境の整備の推進 ○権利擁護体制の充実 ○障害福祉サービス等支援の確保 ○障害児通所支援の確保	○福祉施設入所者の地域生活への移行 ○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 ○地域生活支援拠点等の整備 ○福祉施設から一般就労への移行等 ○相談支援体制の充実・強化等 ○障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 ○各サービスの見込量 ・訪問系サービス ・日中活動系サービス ・居住系サービス ・相談支援 ・地域生活支援事業(必須・任意) ○補装具と自立支援医療	○障がい児支援の提供体制の整備等 ・児童発達支援センターの設置 ・保育所等訪問支援を利用できる体制の構築 ・重度心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 ○各サービスの見込量 ・児童発達支援(医療型含む) ・放課後等デイサービス ・保育所等訪問支援 ・居宅訪問型児童発達支援 ・障害児相談支援 ○医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

第4節 紫波町障がい福祉プランの全体像

(1) プランの体系

障がい(児)者を取り巻く12分野の支援施策

< 紫波町総合計画 第1章3節2項 >

(分野別政策) 誰もがその人らしく健やかに暮らせるまち

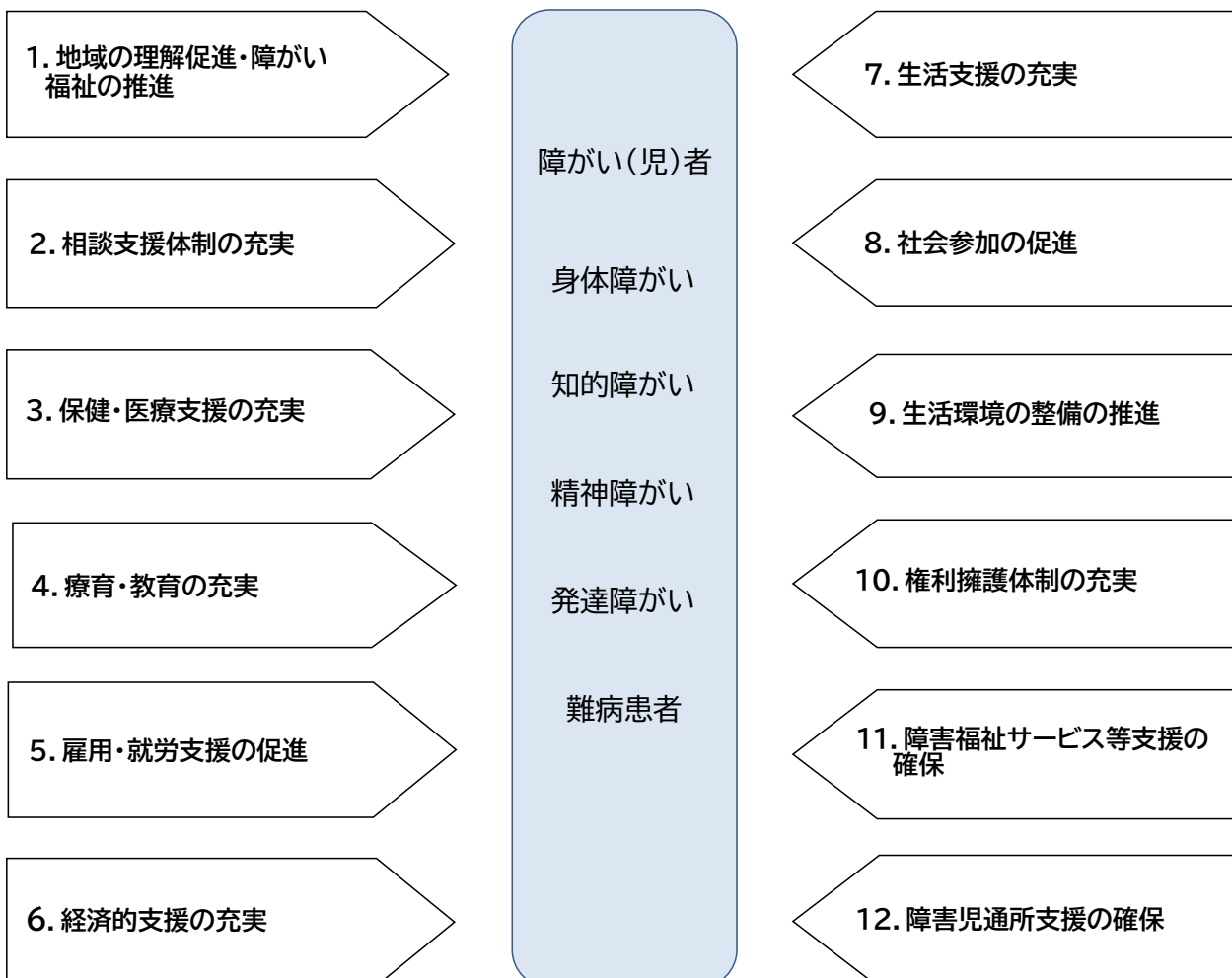
(基本施策) 一人ひとりが自立し、支え合って暮らせるまちづくりを進めます

(施策項目) 障がい者の社会参加と自立への支援を行います



紫波町障がい福祉プラン

< ノーマライゼーションの理念 >



1. 地域の理解促進・障がい福祉の推進

- ① 障がい福祉ガイドブック「ともに歩む」による制度等の周知
- ② 町広報紙等への記事掲載及び理解促進・啓発に係る事業等の推進
- ③ 学校における福祉教育の充実
- ④ 自立支援協議会による障がい福祉の推進
- ⑤ ヘルプマークの配布・普及啓発

2. 相談支援体制の充実

- ① 役場の相談窓口設置
- ② 基幹相談支援センターによる相談支援体制の強化・ネットワークの形成

3. 保健・医療支援の充実

- ① 乳幼児健診における障がいの早期発見・早期療育
- ② 精神保健事業の推進
- ③ 自立支援医療
- ④ 重度心身障害者医療費助成
- ⑤ 難病患者への医療費助成(県事業)
- ⑥ 医療的ケア児等に対する支援体制の構築

4. 療育・教育の充実

- ① 就学前支援体制の充実
- ② 就学に関する相談や支援の充実

5. 雇用・就労支援の促進

- ① 特別支援学校・就労支援事業所等との連携強化
- ② 障がい者の就労支援
- ③ 障がい者雇用の促進

6. 経済的支援の充実

- ① 経済的支援のための制度等の周知(JR運賃の割引、県内路線バス運賃の割引等)
- ② 障害年金・障害者手当の支給

7. 生活支援の充実

- ① グループホームの整備促進
- ② 地域生活支援拠点等の整備

8. 社会参加の促進

- ① 「ふれあいフェスタ」の開催支援(社会福祉協議会事業)
- ② 障がい者スポーツ大会・文化芸術祭への参加促進
- ③ 移送サービス事業・福祉タクシー事業・自動車改造費助成の実施
- ④ 障がいのある人やその家族団体の支援

9. 生活環境の整備の推進

- ① 公共施設等のユニバーサルデザイン化及びバリアフリー化の推進
- ② 道路・歩道整備の推進
- ③ 住宅・住環境整備の推進
- ④ 防災体制の推進

10. 権利擁護体制の充実

- ① 行政における合理的配慮の徹底
- ② 差別解消に向けた情報発信
- ② 虐待への対応
- ③ 成年後見制度の利用促進

11. 障害福祉サービス等支援の確保

- ① 障害福祉サービスの提供
- ② 地域生活支援事業の提供
- ③ 補装具購入・修理費等の給付及び自立支援医療

12. 障害児通所支援の確保

- ① 児童発達支援・放課後等デイサービス等の提供

(2)SDGs(エス・ディ・ジーズ:Sustainable Development Goals)

①概要

平成27年9月の国連サミットで採択された“誰一人として取り残さない”を基本理念とする「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」は、全世界共通の目標として、平成28～令和12年までに持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成されており、持続可能な開発目標(SDGs)と呼ばれています。

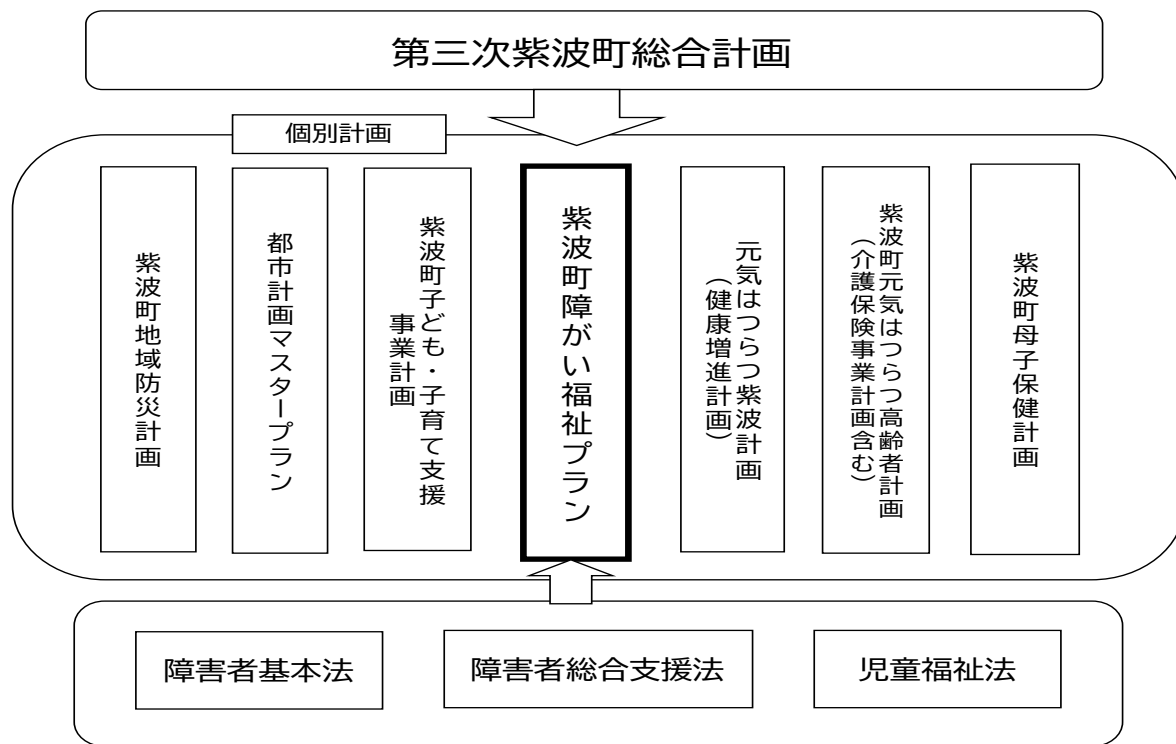
②SDGsと本プランの推進

本町では、令和2年3月に策定した第三次紫波町総合計画において、町の目指す姿がSDGsと理念が共有しており、町民や企業、行政がSDGsという共通言語を持つことで、紫波町の政策目標を共有するとともに、パートナーシップを深め、お互いの力を生かしながら地域課題の解決を目指しています。本計画においてもこの考えのもと、多様な主体が連携・協力し、計画を推進します。

なお、本計画においては、各施策目標の達成に向けた取組が、どのSDGsの達成に寄与するか明らかに(位置づけ)します。



第5節 上位計画・他計画との関連



第6節 紫波町障がい福祉プランの期間

本プランの計画期間は、国の基本指針に基づき、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

	障がい者計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
平成27年度	↓ 見直し	第4期	
平成28年度		↓ 見直し	
平成29年度			
平成30年度	↓ 見直し	第5期	第1期
令和元年度		↓ 見直し	↓ 見直し
令和2年度			
令和3年度	↓ 見直し	第6期	第2期
令和4年度		↓ 見直し	↓ 見直し
令和5年度			
令和6年度	↓ 見直し	第7期	第3期
令和7年度		↓ 見直し	↓ 見直し
令和8年度			

第2章 障がい（児）者の状況

第1節 障がい（児）者（身体・知的・精神）数の推移

第2節 身体障がい（児）者の状況

第3節 知的障がい（児）者の状況

第4節 精神障がい者の状況

第5節 難病患者の状況

第6節 高次脳機能障害

第7節 発達障がいの状況

第8節 障がい福祉についてのアンケート調査結果

第1節 障がい（児）者（身体・知的・精神）数の推移

（1）障がい（児）者数の推移

障害者手帳等の所持者総数は増加傾向で推移しています。特に療育手帳、精神通院医療受給者証所持者数が大きく増加しています。

（単位：人）

区 分	平成26年	平成29年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
身体障害者手帳	1,333	1,285	1,318	1,318	1,329	1,339
療育手帳	231	210	272	275	285	298
精神障害者保健福祉手帳	181	231	310	350	400	335
精神通院医療受給者証	405	506	542	577	556	562
計	2,150	2,232	2,442	2,520	2,570	2,534
町人口	33,830	33,314	33,090	33,049	33,024	32,915
手帳等所持者割合(%)	6.36	6.70	7.38	7.63	7.78	7.70

※数値は各年3月末時点

資料)紫波町健康福祉課・岩手県障がい保健福祉課

第2節 身体障がい（児）者の状況

（1）身体障害者手帳所持者数の推移

重度障がい（1級または2級）の方が約半数を占めています。

（単位：人）

区 分	障害等級						計	町人口	手帳所持者 割合(%)
	1級	2級	3級	4級	5級	6級			
平成20年	401	247	251	289	117	94	1,399	34,306	4.07
平成23年	389	223	233	285	103	76	1,309	34,092	3.83
平成26年	415	223	226	292	94	83	1,333	33,830	3.94
平成29年	415	218	211	277	87	77	1,285	33,314	3.86
令和2年	456	206	217	271	86	82	1,318	33,090	3.98
令和3年	461	207	215	274	80	81	1,318	33,049	3.99
令和4年	473	201	210	281	80	84	1,329	33,024	4.02
令和5年	488	198	210	283	82	78	1,339	32,915	4.07

※数値は各年3月末時点

資料)紫波町健康福祉課

(2) 年齢別身体障がい（児）者数

令和5年度の65歳以上の身体障害者手帳所持者数は、全体の7割近くを占めています。

(単位:人、%)

区 分	0～17 歳		18～64 歳		65～69 歳		70 歳以上		人数計
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	
平成 20 年	25	1.8	388	27.7	139	9.9	847	60.6	1,399
平成 23 年	24	1.8	364	27.8	118	9.0	803	61.4	1,309
平成 26 年	28	2.1	343	25.7	143	10.7	819	61.5	1,333
平成 29 年	31	2.4	303	23.6	158	12.3	793	61.7	1,285
令和 2 年	33	2.5	302	22.8	116	8.7	870	66.0	1,318
令和 3 年	37	2.8	300	22.8	114	8.6	867	65.8	1,318
令和 4 年	36	2.7	298	22.4	110	8.3	885	66.6	1,329
令和 5 年	34	2.6	291	21.7	113	8.4	901	67.3	1,339

※数値は各年 3 月末時点

資料)紫波町健康福祉課

(3) 障がい別身体障がい（児）者数

内部障がいの方が増加傾向にあります。

(単位:人、%)

区 分	視覚障がい		聴覚言語障がい		肢体障がい		内部障がい		計
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	
平成 20 年	100	7.1	111	7.9	871	62.3	317	22.7	1,399
平成 23 年	82	6.3	97	7.4	780	59.6	350	26.7	1,309
平成 26 年	93	7.0	102	7.6	801	60.1	337	25.3	1,333
平成 29 年	94	7.3	111	8.6	745	58.0	335	26.1	1,285
令和 2 年	90	6.8	111	8.4	718	54.5	399	30.3	1,318
令和 3 年	92	7.0	105	8.0	704	53.4	417	31.6	1,318
令和 4 年	89	6.7	110	8.3	695	52.3	435	32.7	1,329
令和 5 年	89	6.6	104	7.8	694	51.8	452	33.8	1,339

※数値は各年 3 月末時点

資料)紫波町健康福祉課

【身体障害者手帳】

身体障害者福祉法の別表に掲げる一定以上の障がいがある人に対し、申請に基づいて障がい程度を認定し、法に定める身体障がい者であることの証票として都道府県知事が交付するものです。

第3節 知的障がい（児）者の状況

(1)療育手帳所持者数の推移

A判定、B判定ともに療育手帳所持者数は増加傾向で推移しています。

(単位:人、%)

区 分	A判定	B判定	計	町人口	手帳所持者
					割合(%)
平成20年	70	119	189	34,306	0.55
平成23年	53	127	180	34,092	0.53
平成26年	75	156	231	33,830	0.68
平成29年	57	153	210	33,314	0.63
令和2年	85	187	272	33,090	0.82
令和3年	86	189	275	33,049	0.83
令和4年	87	198	285	33,024	0.86
令和5年	90	208	298	32,915	0.91

※数値は各年3月末時点

資料)紫波町健康福祉課

(2)療育手帳所持者の年齢別内訳

令和2年～令和5年は増加傾向にあります。特に18～64歳の手帳B所持者数は大きく増えています。

(単位:人、%)

区 分	0～17歳		18～64歳		65歳以上		計
	手帳A	手帳B	手帳A	手帳B	手帳A	手帳B	
平成20年	18	26	47	91	5	2	189
平成23年	15	29	34	95	4	3	180
平成26年	16	33	54	116	5	7	231
平成29年	12	31	43	115	2	7	210
令和2年	12	36	69	139	4	12	272
令和3年	13	41	70	135	3	13	275
令和4年	16	44	66	140	5	14	285
令和5年	18	43	66	152	6	13	298

※数値は各年3月末時点

資料)紫波町健康福祉課

【療育手帳】

知的障がい（児）者に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において、知的障がいがあると判断した場合に交付するものです。

第4節 精神障がい者の状況

(1) 自立支援医療（精神通院）受給者証・精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

令和2年～令和5年は、自立支援医療（精神通院）受給者証及び精神障害者保健福祉手帳所持者数ともに増加しています。

（単位：人、％）

区 分	自立支援医療 （精神通院）	手帳所持者	町人口	通院公費負担 割合（％）	手帳所持者 割合（％）
平成20年	249	119	34,306	0.73	0.35
平成23年	325	138	34,092	0.95	0.4
平成26年	405	181	33,830	1.19	0.53
平成29年	506	231	33,314	1.52	0.69
令和2年	542	310	33,090	1.64	0.94
令和3年	577	350	33,049	1.75	1.06
令和4年	556	400	33,024	1.68	1.21
令和5年	562	335	32,915	1.71	1.02

※数値は各年3月末時点 資料）紫波町健康福祉課・岩手県障がい保健福祉課

※自立支援医療（精神通院）受給者証と手帳所持者には重複あり

【自立支援医療（精神通院）】

精神疾患の治療のために医療機関に通院する場合に、医療費の自己負担分の一部を公費で負担する制度です。（入院医療費は対象になりません）

【精神障害者保健福祉手帳】

精神障がい者の社会復帰及び自立と社会参加の促進を図ることを目的として、精神疾患を有する者のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある者を対象として交付する手帳です。

第5節 難病患者の状況

○難病患者数者数の推移

近年増加傾向にあります。制度改正による対象疾患の拡大や難病法の制定などにより、今後さらに増加すると考えられます。

(単位:人)

区分	平成20年	平成23年	平成26年	平成29年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
認定者	165	183	209	252	236	215	276	280

資料)岩手県健康国保課

【難病】

厚生労働省が指定した特定疾患の通称です。厚生労働省が昭和47年に定めた「難病対策要綱」では、①原因不明、治療法未確立であり、かつ後遺症を残すおそれが多い疾患、②経過が慢性にわたり、経済的問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族等の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾患としています。

第6節 高次脳機能障害の状況

○高次脳機能障害

交通事故等による頭部打撲や、脳卒中等の病気により、脳がダメージを受けた結果、脳機能のうち記憶、注意、情緒等の認知機能に後遺症を伴い、記憶・注意力の減退や性格・行動の変化等の症状が発生する障がいです。

障がいの特性として、本人や家族等の周囲の人も気づきにくく、実態把握が困難な状況と障がい者として認定されることが少なかったため、本人が必要とする支援に結びつかないという状況にありました。

こうした中、高次脳機能障がいが障害者総合支援法の対象となることが明確化され、医療機関、相談支援事業所、健康福祉課等を通じ、障がい福祉サービスにつながるケースが少しずつ増えています。

【高次脳機能障害】

ケガや病気により、主に脳の損傷を負うと、次のような症状が出ることがあります。これらの症状により、日常生活または社会生活に制約がある状態が高次脳機能障害です。

- 記憶障害…
 - ・物の置き場所を忘れる。
 - ・新しい出来事を覚えられない。
 - ・同じことを繰り返し質問する
- 注意障害…
 - ・ぼんやりしていて、ミスが多い。
 - ・ふたつのことを同時に行うと混乱する。
 - ・作業を長く続けられない。
- 遂行機能障害…
 - ・自分で考えて物事を実行することができない。
 - ・人に指示してもらわないと何もできない。
 - ・約束の時間に間に合わない。
- 社会的行動障害…
 - ・興奮する、暴力を奮う。
 - ・思い通りにならないと、大声を出す。
 - ・自己中心的になる。

資料)国立障害者リハビリテーションセンター

第7節 発達障がいの状況

○発達障がい

発達障がいとは、広汎性発達障がい（こうはんせいはいったつしょうがい）、学習障がい、注意欠陥多動性障がいなど、脳機能の発達に関係する障がいです。発達障がいのある人は、他人との関係づくりやコミュニケーションなどがとても苦手ですが、優れた能力が発揮されている場合もあり、周りから見てアンバランスな様子が理解されにくい障がいです。発達障がいの人たちが個々の能力を伸ばし、社会の中で自立していくためには、子どものうちからの「気づき」と「適切なサポート」、そして、発達障がいに対する私たち一人一人の理解が必要です。

本町の発達障がい児及び保護者への支援としては、保育所や幼稚園、学校等において早期発見に努め、医療機関へつなげられるよう取り組んでいきます。

また、町の就学支援委員会や教育委員会との連携を深め専門的な助言や教育相談を実施していきます。



資料)発達障害情報センター・支援センター

第8節 障がい福祉についてのアンケート調査結果

町では、障がい福祉プランの見直しにあたり、町民のニーズ把握などを目的として、町内で暮らす障がい者や住民を対象に意識調査を実施しました。調査は対象者別に内容が異なるアンケート調査方式により行い、障害者手帳等交付者 1,000 人、一般住民 1,000 人、小中高生 591 人を対象としました。

主な結果は下記のとおりです。

【調査票送付数及び回答数】

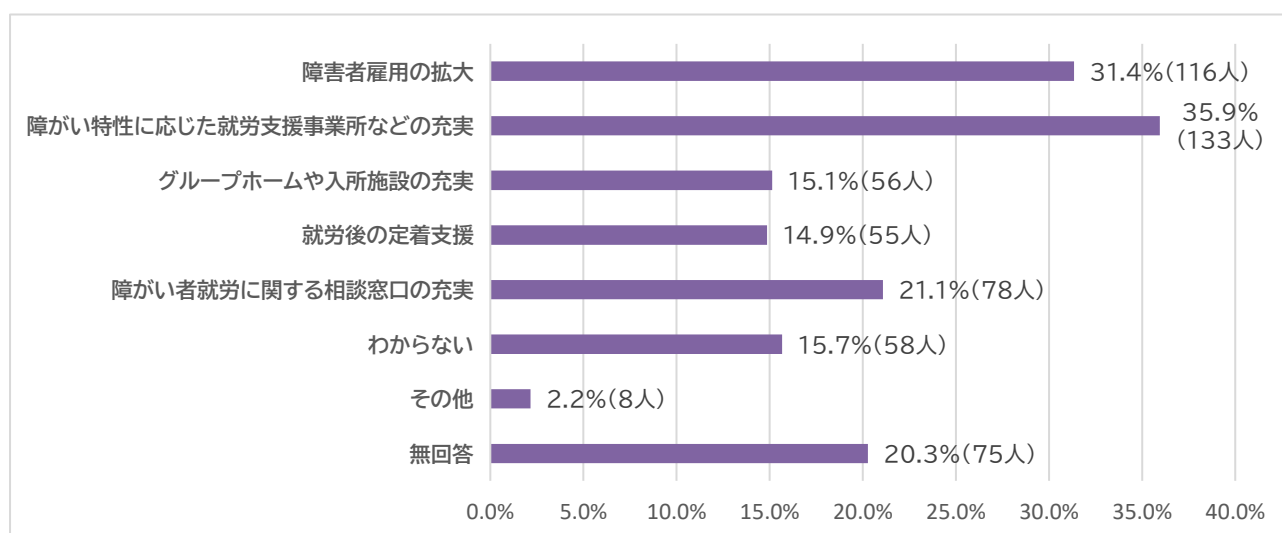
対象	送付数	回答数	回収率
障害者手帳等交付者	1,000	370(47)※	37.0%
一般住民	1,000	259(76)※	25.9%
小学6年及び中学2年	571	528	92.5%
紫波総合高校(福祉専攻)	20	20	100.0%
全体	2,591	1,177	45.4%

※()内の数字は Web フォームによる回答数

1 障害者手帳等交付者(抜粋)

<アンケート配布数 1,000 件(うち有効回答数 370 件)>

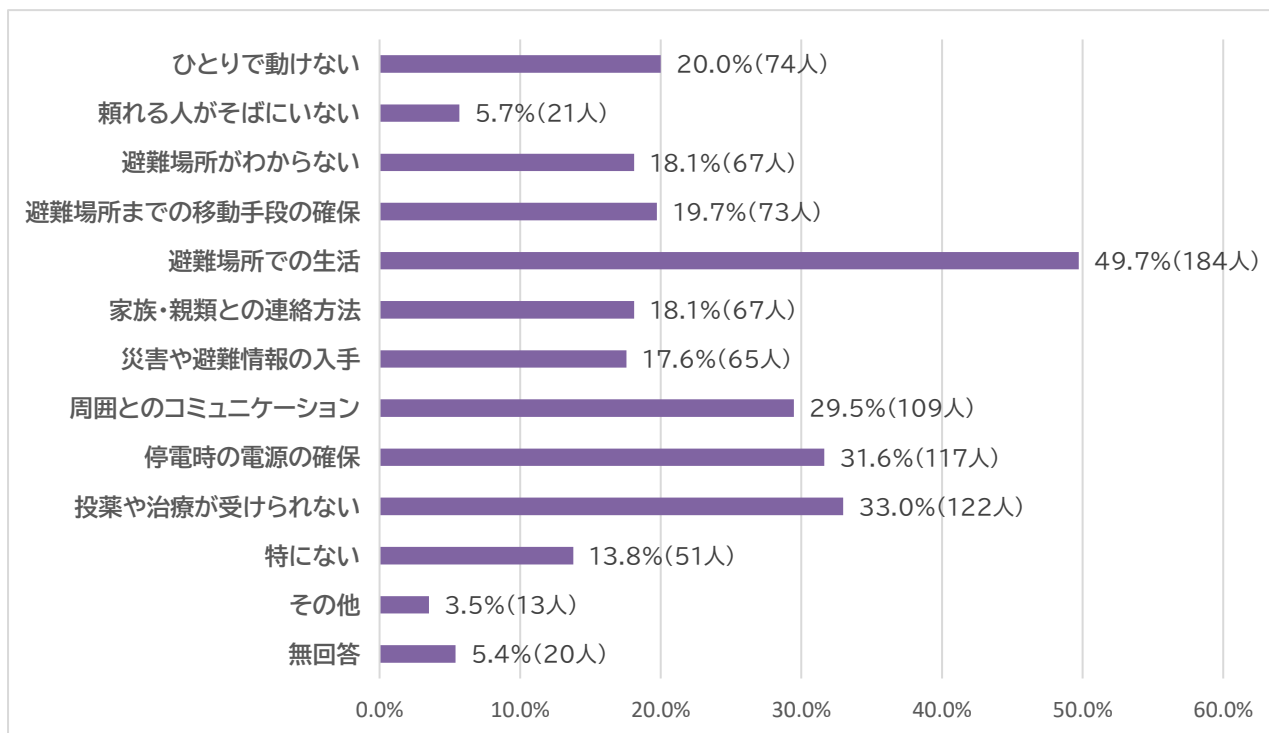
【問 22】学校教育終了後の社会参加に関して、どのような施策が必要と感じていますか。
(○は2つまで)



有効票数=370

学校教育終了後の社会参加に関する施策は、「障がいの特性に応じた就労支援事業所などの充実」が 133 人(35.9%)と最も高く、次いで「一般企業(会社など)や官公庁(市役所など)の障害者雇用の拡大」116 人(31.4%)、「障がい者就労に関する相談窓口の充実」78 人(21.1%)の順であった。

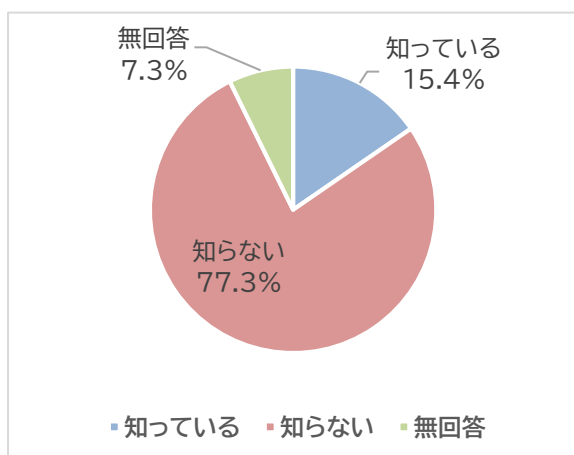
【問 31】あなたが緊急に避難するとき、不安に感じることはなんですか。（〇はいくつでも）



有効票数＝370

- ・緊急避難時に不安に感じることは、「避難場所での生活」が 184 人(49.7%)と最も高く、次いで「投薬や治療が受けられない」122 人(33.0%)、「停電時の電源の確保」117 人(31.6%)の順であった。
- ・約半数が避難所での生活に不安を感じている。

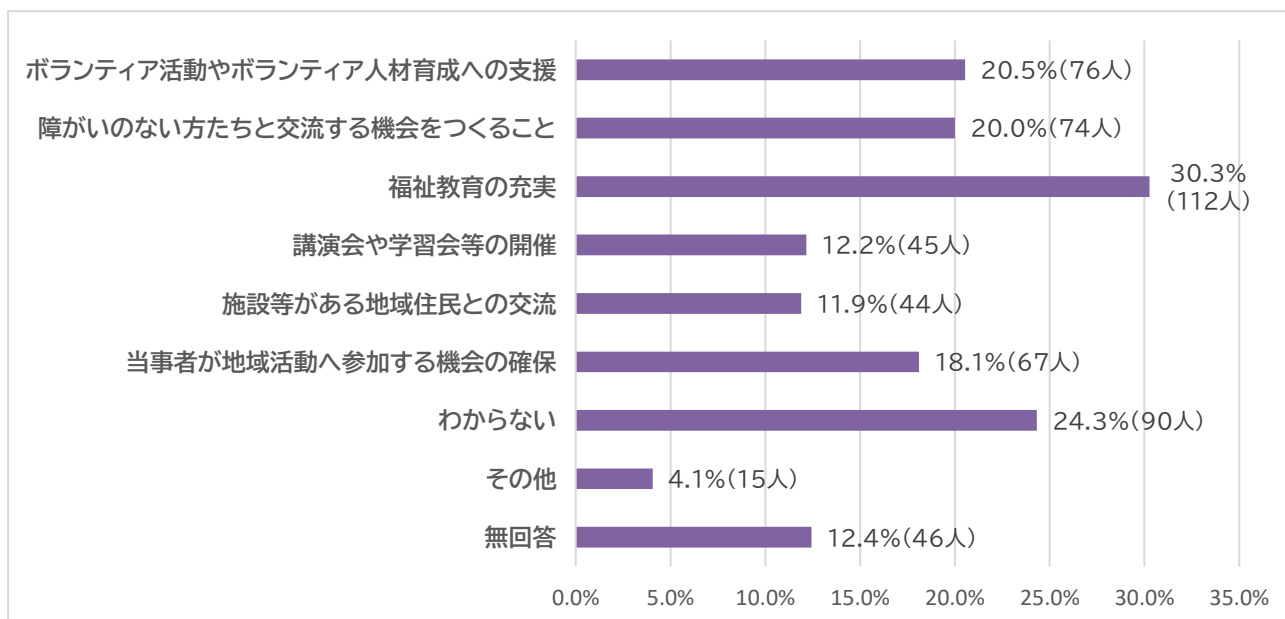
【問 34】あなたは、平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」を知っていますか。（〇は1つ）



- ・障害者差別解消法については、「知らない」が 286 人(77.3%)、「知っている」57 人(15.4%)という回答であった。
- ・約8割が制度について知らない回答であり、認知度の低さがみえた。

有効票数＝370

【問 37】障がいに対する理解を深めるためには、こういった施策などが必要だと思いますか。
(○は2つまで)

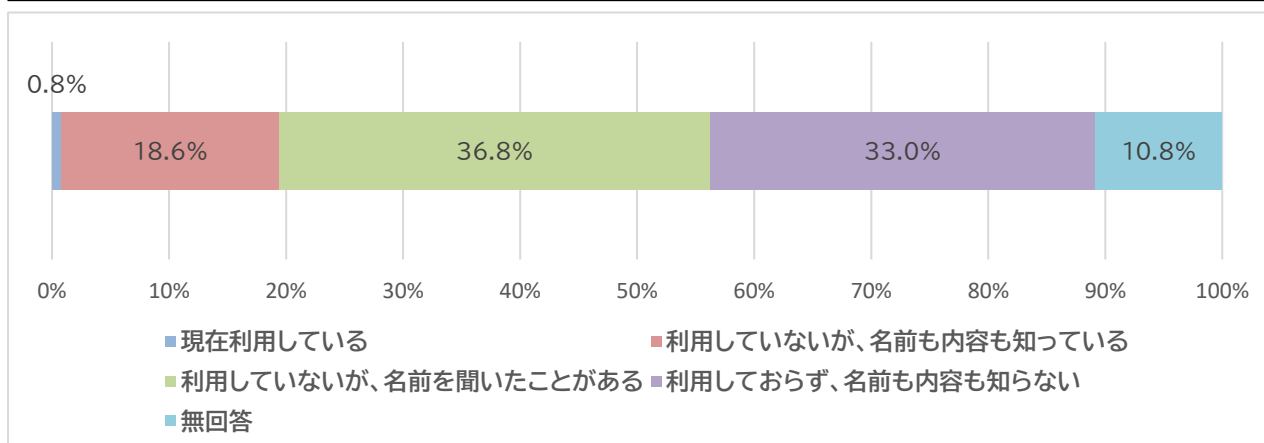


有効票数=370

障がいに対する理解を深めるための施策は、「学校などにおける福祉教育の充実」112 人(30.3%)と最も高く、次いで「わからない」90 人(24.3%)、「障がい児または障がい者に対してのボランティア活動や人材育成への支援」76 人(20.5%)の順であった。

【問 38】あなたは、成年後見制度※を利用していますか。(○は 1 つ)

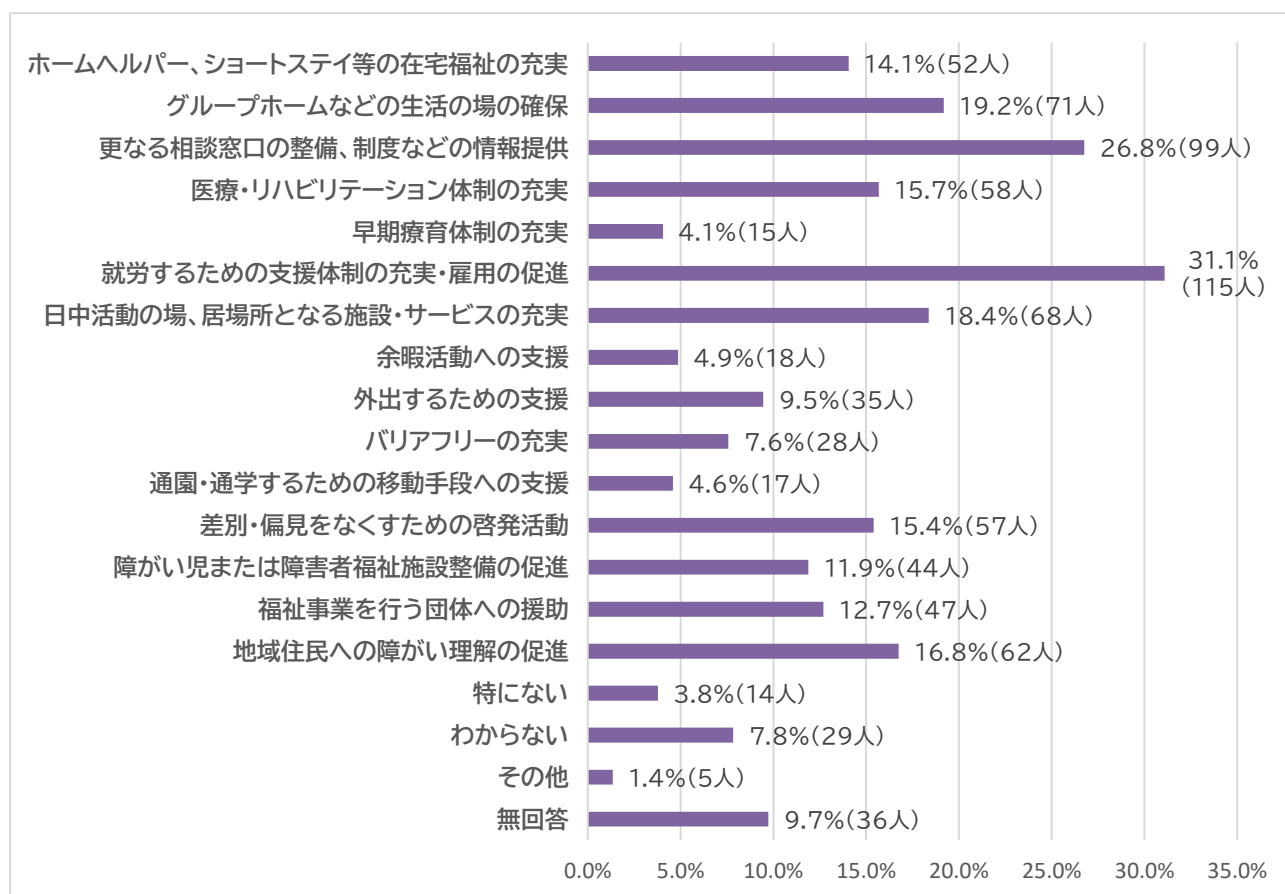
※成年後見制度とは、判断能力が十分でない方について、その財産を守り、支援していく制度のことです。



有効票数=370

- ・成年後見制度の利用状況は、「利用していないが、名前を聞いたことがある」が136 人(36.8%)で最も高く、次いで「利用しておらず、名前も内容も知らない」122人(33.0%)、「利用していないが、名前も内容も知っている」69 人(18.6%)の順であった。
- ・制度の名前を知っている、聞いたことがあるの合計は、55.4%であった。

【問 39】障がい児または障がい者のために、町はどのようなことに力を入れる必要があると思いますか。（〇は3つまで）



有効票数=370

- ・障がい児者のために町が力を入れるべきことは、「就労するための支援体制の充実・雇用の促進」が115人(31.1%)で最も高く、次いで「更なる相談窓口の整備、制度などの情報提供」99人(26.8%)、「グループホームなどの生活の場の確保」71人(19.2%)、「日中活動の場、居場所となる施設・サービスの充実」68人(18.4%)、「地域住民への障がい理解の促進」62人(16.8%)の順であった。
- ・令和2年度の調査での上位回答は、①就労するための支援体制の充実・雇用の促進②更なる相談窓口の整備、制度などの情報提供③医療・リハビリテーション体制の充実④日中活動の場、居場所となる施設・サービスの充実⑤ホームヘルパー、ショートステイ等の在宅福祉の充実であった。

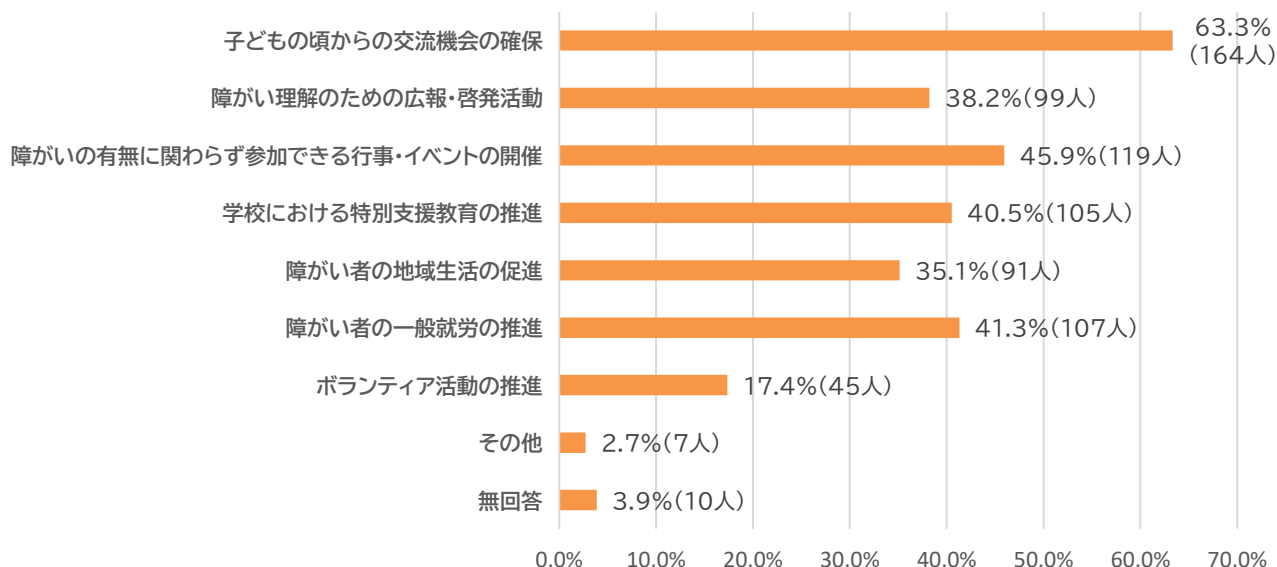
2 一般住民(18歳～69歳)向けアンケート(抜粋)

<アンケート配布数 1,000 件(うち有効回答数 259 件)>

【問6】今後、障がいのある人とない人が互いに理解を深め、交流を図り、地域共生社会を実現するためにどのようなことが大切だと思いますか。(〇はいくつでも)

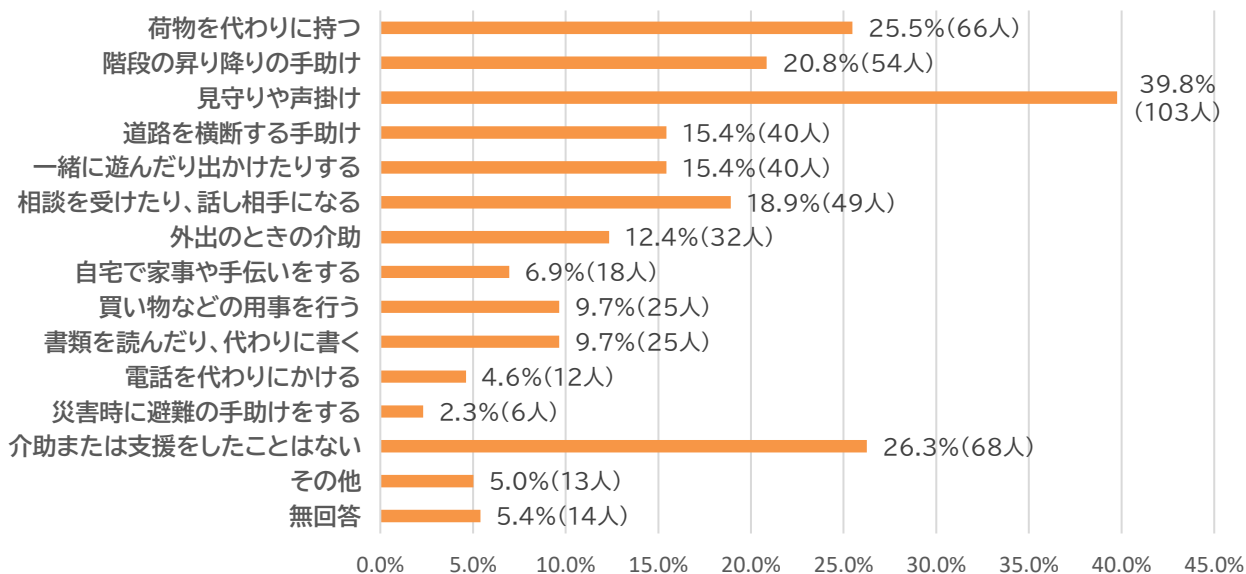
選択肢	回答数(人)	構成比(%)
1 子どもの頃からの交流機会の確保	164	63.3
2 障がい理解のための広報・啓発活動	99	38.2
3 障がいの有無に関わらず参加できる行事・イベントの開催	119	45.9
4 学校における特別支援教育の推進	105	40.5
5 障がい者の地域生活の促進	91	35.1
6 障がい者の一般就労の推進	107	41.3
7 ボランティア活動の推進	45	17.4
8 その他(※1)	7	2.7
無回答	10	3.9

有効票数 = 259



地域共生社会を実現するために大切なことは、「子どもの頃からの交流機会の確保」が最も多く 164 人(63.3%)、次いで「障がいの有無に関わらず参加できる行事・イベントの開催」119 人(45.9%)、「障がい者の一般就労の推進」107 人(41.3%)の順で多くなっている。

【問7】あなたは、障がいのある人に何らかの介助または支援をしたことがありますか。
(○はいくつでも)



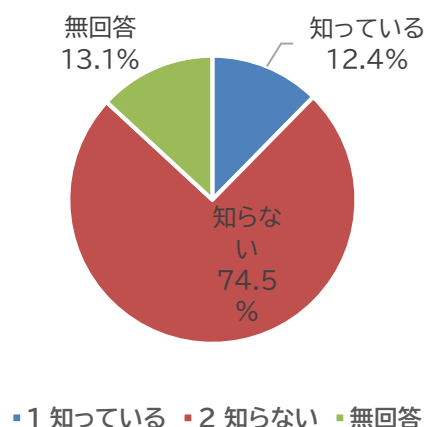
有効票数 = 259

障がいがある方への介助、または支援として実践したことがある内容は、「見守りや声掛け」103 人 (39.8%) が最も多く、次いで「介助または支援をしたことはない」68 人 (26.3%)、「荷物を代わりに持つ」66 人 (25.5%) の順で多くなっている。

【問9】あなたは、平成 28 年4月に施行された「障害者差別解消法」を知っていますか。(○は 1 つ)

選択肢	回答数(件)	構成比(%)
1 知っている	32	12.4
2 知らない	193	74.5
無回答	34	13.1

有効票数 = 259

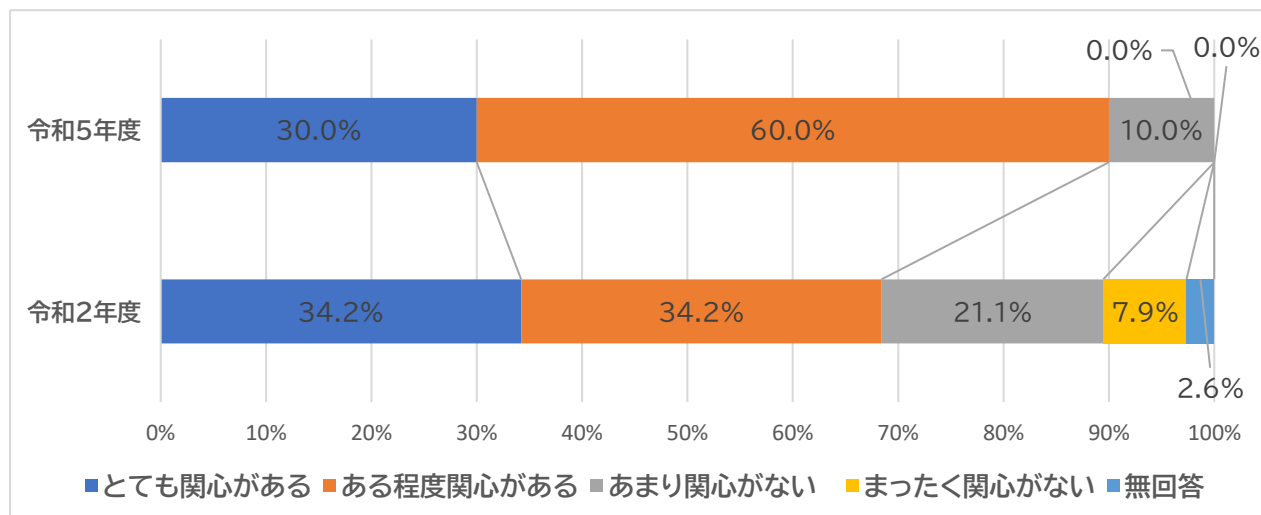


障害者差別解消法の認知度については、「知らない」が 193 人 (74.5%) で7割を超えており、「知っている」は 32 人 (12.4%) と約1割であった。

3 高校生(福祉専攻)向けアンケート(抜粋)

<アンケート配布数 20 件(うち有効回答数 20 件)>

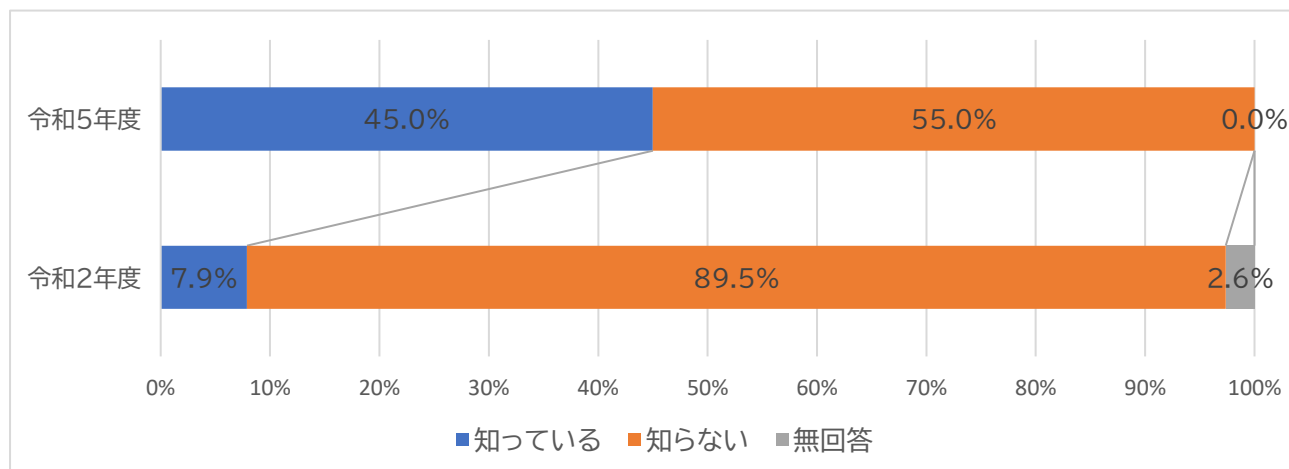
【問1】あなたは、障害のある方に関心がありますか。(〇は1つ)



有効票数=20

- ・障がいへの関心は、「ある程度関心がある」が12人(60.0%)と最も高く、次いで「とても関心がある」6人(30.0%)、「あまり関心がない」2人(10.0%)の順であった。
- ・令和2年度調査と比べて「とても関心がある」は 4.2 ポイント下がったものの、「ある程度関心がある」が 25.8 ポイント上がった。
- ・「あまり関心がない」は 11.1 ポイント下がっており、関心がある傾向がみえる。

【問3】あなたは、平成 28 年 4 月に施行された「障害者差別解消法」を知っていますか。(〇は1つ)



有効票数=20

- ・障害者差別解消法は、「知らない」11人(55.0%)、「知っている」9人(45.0%)となっている。
- ・令和2年度調査と比べると、「知っている」が 37.1 ポイント上がっており、認知度は上昇傾向にある。

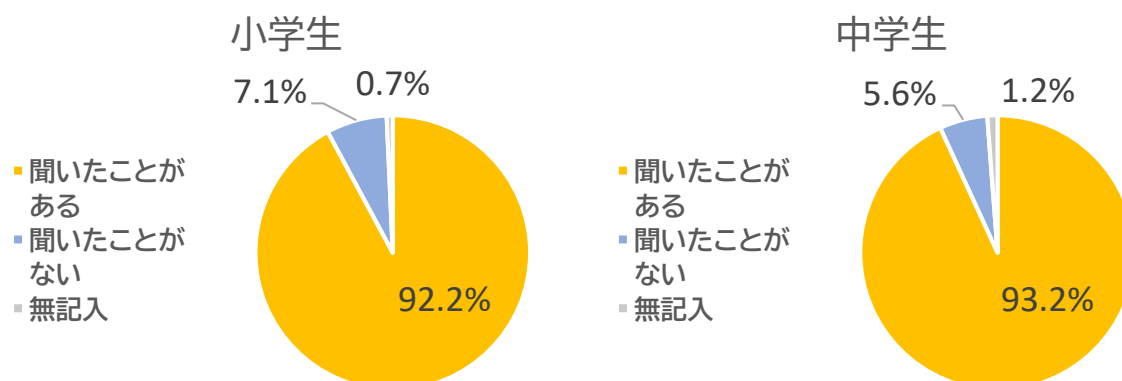
4 小学校6年生・中学2年生向けアンケート(抜粋)

<アンケート配布数 571 件(うち有効回答数 528 件)>

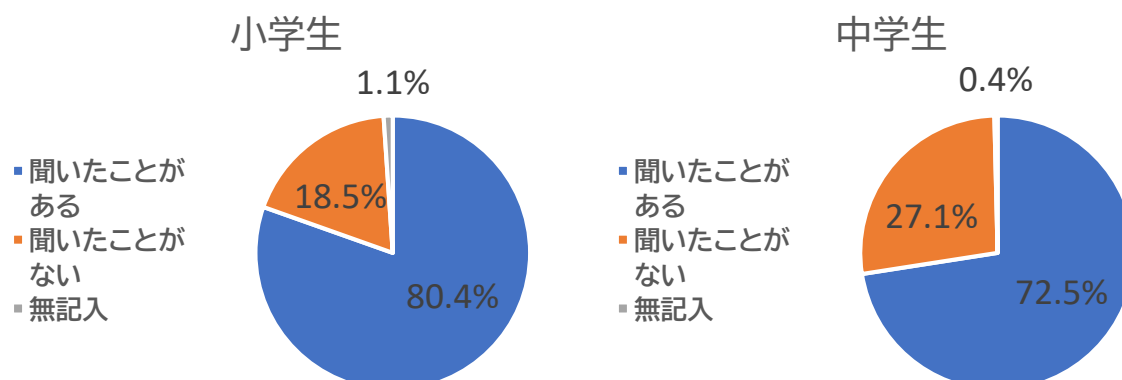
シャンプーボトルの横に凸凹をつけるなど、全ての人にとって共通にわかりやすく、使いやすいようにすることを「ユニバーサルデザイン」といいます。

【問3】「ユニバーサルデザイン」という言葉を聞いたことがありますか。

【令和5年度調査】



【令和2年度調査】



- ・小学生、中学生ともに9割以上が「聞いたことがある」と回答。
- ・令和2年度調査では「聞いたことがある」の回答率は、小学生が約8割、中学生が約7割であり、ユニバーサルデザインの認知度は増加傾向。

第3章 紫波町障がい者計画

- 第1節 地域の理解促進・障がい福祉の推進
- 第2節 相談支援体制の充実
- 第3節 保健・医療の充実
- 第4節 療育・教育の充実
- 第5節 雇用・就労支援の促進
- 第6節 経済的支援の充実
- 第7節 生活支援の充実
- 第8節 社会参加の促進
- 第9節 暮らしやすいまちづくりの推進
- 第10節 権利擁護体制の充実
- 第11節 障害福祉サービス等支援体制の確保(第4章へ)
- 第12節 障害児通所支援体制の確保(第5章へ)

第1節 地域の理解促進・障がい福祉の推進



1 現状と課題

障がい者にとって住みよい社会にするには、障がい者サービスの充実を図ることはもちろんですが、地域社会での障がいに対する理解を進めることで、互いに人格と個性を尊重し合いながら暮らす地域にすることが重要です。

そのためには、障がい者に対する偏見や差別意識といった「こころの壁」や「ことばの暴力」を取り除き、「ともに生き・ともに歩むまちづくり」の実現に向け、「ノーマライゼーション」の理念を普及させることが必要です。

障がいの有無にとらわれることなく、支え合いながら社会で共に暮らしていくことが日常となるよう、障がい者への理解を促進する取組みを行います。

2 個別施策の方向

(1) 障がい福祉ガイドブック「ともに歩む」による制度等の周知

様々な福祉制度や各種相談窓口、障がい者に係るサービスなどの概要をまとめた町の障がい者福祉ガイドブック「ともに歩む」を発行・配布し、様々な障がい福祉制度やサービスを周知し、障がい者が福祉制度やサービスを有効活用できるように努めます。

(2) 町広報紙等への記事掲載及び理解促進・啓発に係る事業等の推進

- ①「紫波ネット」や「しわの福祉」などの各種広報紙を活用した啓発・広報活動を継続的に行い、必要な情報をホームページ及び SNS 等で発信するよう努めます。
- ②有識者や当事者による講演会、情報交流館や公民館等を活用した啓発活動を行い、障がい等に対する理解の促進に努めます。

(3) 学校における福祉教育の充実

- ①障がいへの正しい知識と認識を深めるために、町内の小中学生を対象にボランティア体験やキャップハンディ体験(車いす体験、白杖・点字体験等)を実施し、障がい者福祉に対する理解の促進を引き続き進めます。
- ②町内の小学校・中学校・高校において、当事者や家族から話を聞く機会や、同年代の児童・生徒同士で学習をしたりするなど交流や共同学習する機会を設け、互いに認め支え合う豊かな人間性の育成に努めます。

(4) 自立支援協議会による障がい福祉の推進

- ①平成31年4月に発足した紫波町障害者自立支援協議会において、地域のネットワークを構築しながら地域課題等について継続的な協議・検討を行っていきます。

②自立支援協議会は、地域における障がい者等への支援体制の整備を図ることを目的の一つとしていることから、地域の課題についての情報を共有し、地域実情を踏まえながら障がい福祉に係る取組を推進します。

(5)ヘルプマークの配布・普及啓発

内部障がい、義足や聴覚障がいなど、外見では分かりづらくても、援助や配慮を必要としている方が、身に付けることで援助等を得やすくなるよう作成されたマークです。広報やホームページ、ポスター掲示等で普及啓発・配布に努めます。



ヘルプマークを身に付けた方を見かけたときは、電車やバス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動が求められています。

3 事業の見込量(年間)

【広報・周知等について】

種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度
広報紙「紫波ネット」への掲載	12回	12回	12回
障がい福祉ガイドブックの作成	500冊	500冊	500冊

【理解促進について】

種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進・啓発事業への参加人数	150人	175人	200人
ヘルプマークの配布個数	20個	20個	20個



第2節 相談支援体制の充実

1 現状と課題

障がい者等が身近な地域で相談支援を受けるため、様々な障がい種別、年齢、性別、状態等に対応した、総合的な相談支援を提供する体制の整備を図る必要があります。

また、障がい者自身が持っている可能性を発揮して自立した生活を送るためには適切な情報提供を行うとともに、障がい者の悩みや相談に応じ、助言を行うことも求められています。

近年は、発達障がいや精神疾患の増加、相談内容の複雑化等で専門的な相談対応が求められていたことから、当町は相談支援の中核的な機関として、平成29年度から「紫波地域障がい者基幹相談支援センター」を業務委託により設置しました。障がい者だけでなく、その家族や関係機関からの相談も増加傾向にあり、家族を含めた支援や多様なニーズに対応できる専門性が相談支援に求められています。

当町は、基幹相談支援センターを中心に相談援助技術の向上を図るとともに、高齢化や複合的な課題に対応するため、重層的支援体制を含めた相談支援機関の連携構築に取り組んでいきます。

2 個別施策の方向

(1) 役場の相談窓口設置

- ①障がい者の特性に配慮したきめ細やかな窓口サービスの充実に努めます。
- ②高齢者や複合的な課題に対応するため、重層的相談窓口を整備し、関係各課と連携するとともに相談支援機関の連携構築をすすめていきます

(2) 基幹相談支援センターによる相談支援体制の強化・ネットワークの形成

- ①障がい者が日常生活のことから障害福祉サービスの利用のことまで、気軽に相談できる窓口を設置し対応に努めます。
- ②専門性を必要とする相談については、基幹相談支援センターを中心として相談支援事業所や介護、医療、教育分野等の関係機関と連携を図り、問題解決に努めます。
- ③障がい者の地域生活をサポートするネットワーク体制を構築していきます。

【相談件数(過去3年間)】

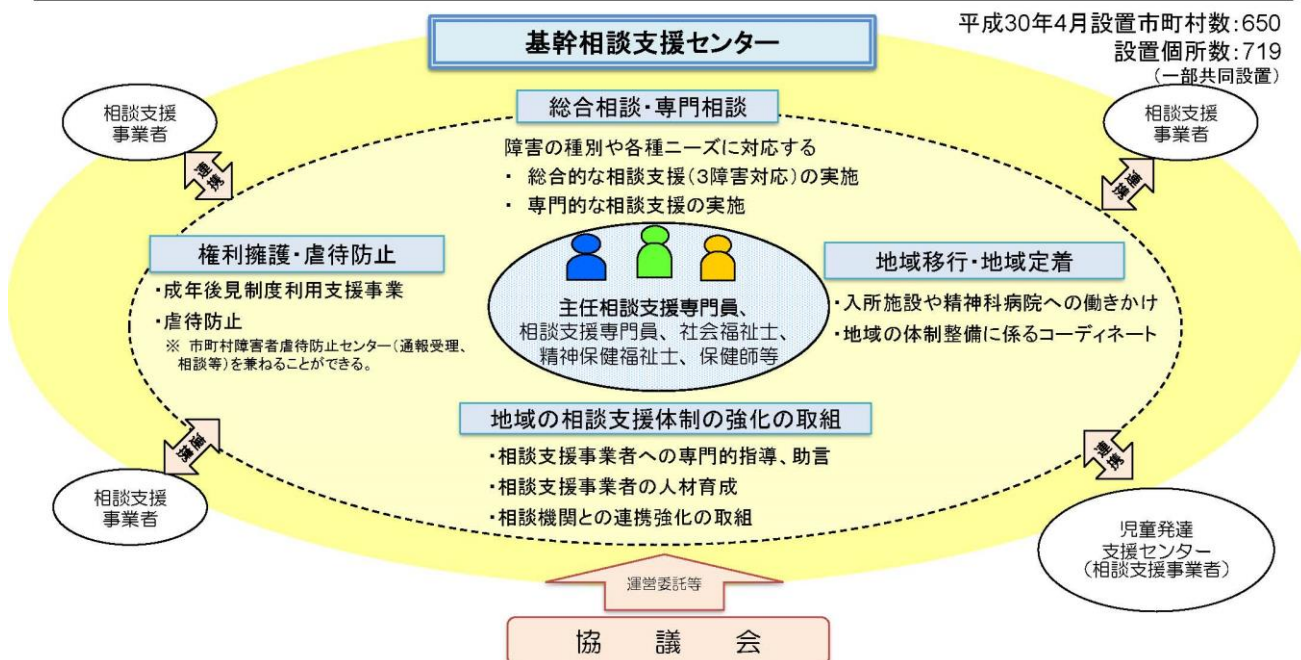
相談件数	令和2年度	令和3年度	令和4年度
紫波地域障がい者基幹相談支援センター	517件	774件	463件
盛岡広域圏障害者地域生活支援センター(My 夢)	0件	3件	12件
もりおか障害者自立支援プラザ	12件	11件	12件
障害者地域生活支援センターしんせい	218件	9件	36件
ソーシャルサポートセンターもりおか	7件	8件	1件

基幹相談支援センターは53%(928市町村・1,156箇所)の市町村が設置。
(令和4年4月時点)

基幹相談支援センターの役割のイメージ

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務(身体障害・知的障害・精神障害)及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。

※ 平成24年度予算において、地域生活支援事業費補助金により、基幹相談支援センターの機能強化を図るための、①専門的職員の配置、②地域移行・地域定着の取組、③地域の相談支援体制の強化の取組に係る事業費について、国庫補助対象とした。
また、社会福祉施設等施設整備費補助金等により、施設整備費について国庫補助対象とした。



資料)厚生労働省

【町の障がい者相談窓口(町が委託する民間事業者の相談窓口含む)】

機関名	受付内容	住所・連絡先
紫波町役場 健康福祉課	障がい福祉全般のこと	紫波町紫波中央駅前 2-3-1 電話 019-672-2111
紫波町役場 こども課	障がい児・発達に関すること	
紫波地域障がい者基幹相談支援センター	身体障がい・知的障がい・精神障がいのこと	矢巾町大字又兵工新田 6-17-2 電話 019-601-2805
盛岡広域圏障害者地域生活支援センター(My 夢)	身体障がい・知的障がい・精神障がいのこと	盛岡市本町通 3-19-1 電話 019-605-8822
もりおか障害者自立支援プラザ	身体障がいのこと	盛岡市三本柳 13-42-1 電話 019-632-1331
障害者地域生活支援センター しんせい	身体障がい・知的障がい・精神障がいのこと	矢巾町大字又兵工新田 6-17-2 電話 019-697-3300
ソーシャルサポートセンター もりおか	精神障がいのこと	盛岡市本町通 1-9-14 電話 019-651-6282

3 事業の見込量(年間)

【相談件数】

事業所名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
紫波地域障がい者基幹相談支援センター	550 件	570 件	590 件

【重層的支援に対応するための相談窓口】

相談窓口	令和6年度	令和7年度	令和8年度
紫波町役場 健康福祉課	無	有	有

第3節 保健・医療の充実



1 現状と課題

【身体障がい】

急激な高齢化が進展している中、加齢に伴う疾病の増加が認められることから、身体障がいの原因の一つと言われる生活習慣病の予防対策と健診による疾病の早期発見・早期治療が重要です。

【児童の障がい】

支援を要する子どもを必要な支援に適切につなげるため、早期発見から療育・幼児期の教育・保育から学校教育までが一貫したシステムとして機能するよう、医療機関、療育機関、保育機関、教育機関、行政等の連携が必要です。

【精神障がい】

社会環境の複雑化やコロナ禍を経て、こころの健康を損なわれる要因が増加しています。服薬やカウンセリングによる対処方法について、広く普及させていく必要があります。

【保健・医療との連携】

重度障がい者に対する負担軽減策である医療費助成制度、治療後における機能回復訓練及び社会生活適応訓練のリハビリテーションなど、保健、医療、福祉が一体となって支援していくことが求められています。

【難病】

昭和47年に厚生省から示された「難病対策要綱」に基づき、総合的な対策が進められてきましたが、治療方法が確立されていないため、本人や介護者の経済的・精神的負担が大きく、その負担を軽減する必要があります。また、個々の状況に応じ、療養生活の相談や介護等に関する地域資源の情報提供を行うなど、関係機関と連携しながら支援の強化を図ります。

【医療的ケア児等】

近年の医療技術の進歩等を背景として、NICU等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、痰の吸引や経管栄養等の医療的ケアが必要な障がい児（医療的ケア児）が全国的に増加しています。令和3年には、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援するよう、国・地方公共団体の責務について明記されました。

町は、医療的ケア児等の支援に関わる保健・医療・福祉・教育等の関係機関等のつなぎ役となるコーディネーターを配置し、医療的ケア児の心身の状況に応じた適切な支援を切れ目なく行うよう、連携体制を強化していきます。

2 個別施策の方向

(1) 乳幼児健診における障がいの早期発見・早期療育

① 乳幼児健康診査を行い、子どもが健康に成長・発達しているかを確認するとともに、

障がいや疾患の早期発見に努め、医療機関と連携を図りながら早期治療や療育につなげ、支援します。

- ②早期療育が必要な子どもを適切な支援につなぐために、健康福祉課及びこども課が連携を図りながら、保健・医療・福祉などの関係機関との連携を強化します。

【町が実施する乳幼児健康診査一覧】

種類	事業内容
乳幼児一般健康診査	1歳2か月までの健康診査5回分を全額公費負担します。
1歳6か月児健康診査	子どもの発育及び発達の状態を総合的に診察します。また、保健師が子どもの成長を確認するとともに、育児相談ができる機会とします。(集団健康診査)
3歳児健康診査	
乳幼児歯科健康診査	1歳6か月、2歳、3歳児を対象に個別歯科健康診査を実施します。

(2)精神保健事業の推進

- ①こころに不安や悩みを持っている方やその家族などを対象に、医療機関と連携し、「こころの“ほっ”と相談(精神保健相談)」を定期的を開催します。
- ②精神障がいのある人が安定した生活を送れるよう、関係機関と連携し、家庭訪問や個別相談、家族への支援などの充実を図ります。
- ③未受診や治療中断者、ひきこもりなど、きめ細かい支援が必要な人への対応を充実するために、医療機関や相談支援事業所などの関係機関との連携を強化します。
- ④自殺のリスクの高い人の早期発見・早期対応のため、自殺の危険を示すサインに気づき、話を聴いて見守りながら必要な相談や支援機関につなぐ役割を担う人材(ゲートキーパーや傾聴ボランティアなど)の養成を進め、支援の輪を広げていきます。

【精神保健相談の実施状況(過去3年間)】

事業名	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
精神保健相談	開催回数	3回	4回	3回
	相談者数	0人	6人	4人

(3)自立支援医療

障害者総合支援法に基づく障がいを軽減する自立支援医療(町実施の更生医療・育成医療、県実施の精神科通院医療)の手続きについて支援します。(各制度の概要は第4章参照)

【自立支援医療（精神通院医療・更生医療・育成医療）の支給実績（過去3年間）】

種別	令和2年度	令和3年度	令和4年度
精神通院医療	577件	556件	562件
更生医療	6人	7人	14人
育成医療	2人	0人	1人

(4) 重度心身障害者医療費助成

現在行われている重度心身障害者（児）を対象とした医療費の自己負担を軽減する重度心身障害者医療費助成制度、町単独の身体障害者手帳3級までの障がい者を対象とした障害者医療費助成制度の有効利用を促進します。

(5) 難病患者への医療費助成（県事業）

①障害者総合支援法の対象となる366疾病（令和3年11月1日現在※）に対する医療費自己負担分の助成制度について、円滑な申請が行われるよう支援します。

②難病により日常生活を営むうえで支障のある方には、障害福祉サービス等の利用について情報提供を行い、関係機関の助言を得ながら在宅生活の支援を行います。

※対象疾病の見直しにより、令和6年4月から369疾病が対象となります。

(6) 医療的ケア児等に対する支援体制の構築

①医療的ケア児・者の地域生活を支えるために必要な医療・福祉・教育等の関係機関の連携を図ります。

②医療的ケア児・者等と必要な社会資源をつなぐ「医療的ケア児等コーディネーター」について、行政職員及び地域の事業者等において養成を推進します。

③個々の心身の状況に応じた適切な支援を受けられるよう、「医療的ケア児等コーディネーター」を配置し相談支援体制を構築します。

3 事業の見込量（年間）

事業名	区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神保健相談	開催回数	4回	4回	4回
	相談者数	12人	12人	12人

第4節 療育・教育の充実



1 現状と課題

近年、保育や教育の現場では、発達障がいのある子ども、配慮を必要とする子どもが増加傾向にあります。そのような子どもを含め、障がいのある子どもの就学前支援については、保護者に対する相談等の支援を行うとともに、児童施設等において人との関わりの中で、社会的能力の基礎を育む環境が重要になります。

また、教育については、障がい児の持つ可能性を最大限に伸ばし、将来社会的に自立した生活ができるように、その基本について習得させる必要があります。障がい児一人ひとりの特性や成長に合わせた就学の選択が重要です。そのために、教育、保健、医療、福祉分野が連携し、保護者を含めた話し合いによる進路決定が望まれています。

2 個別施策の方向

(1) 就学前支援体制の充実

- ①健康福祉課母子保健係が行っている幼児教室や、幼児や保護者が集う様々な機会をとらえ、保健師による面接や訪問等による相談を実施し、必要に応じて医療機関や専門機関での相談が受けられるように、各機関と連携しながら支援を行います。
- ②障がいや発達に心配がある子どもを早期から支援できるよう、関係課や紫波町こどもセンターと連携し、保護者の相談に応じ、育ちについて適切な助言等を行います。
- ③子どもが地域で教育や保育が受けることができるよう、健康福祉課及びこども課と連携し、保育所等における障がい児の受入れ体制の充実を図るとともに、療育機関等と連携を図りながら、よりよい育ちを実現できる環境へつなげます。

(2) 就学に関する相談や支援の充実

- ①教育委員会では、教育相談を実施し、障がいのある子どもの障がいの状態に加え、教育的ニーズ、学校や地域の状況、保護者や専門家の意見等を総合的に勘案し、合意形成を図った上で就学先を決定します。
- ②通学している障がい児が放課後や長期休暇中に利用することができる障害児通所支援について、周知及び利用につながる支援をします。
- ③保護者が子どもとのより良い関わり方を学ぶ場として、こども課においてペアレントトレーニング※教室を定期的を開催します。

【ペアレントトレーニングの開催回数・参加人数】

	対象者	令和2年度	令和3年度	令和4年度
開催回数	保護者向け	1クール	1クール	2クール
	児童施設職員向け	4クール	3クール	2クール
参加人数	保護者向け	5人	4人	11人
	児童施設職員向け	31人	32人	14人

資料)紫波町こども課

※ペアレントトレーニングとは…

子どもの行動変容を目的として、親がほめ方や指示などの具体的な養育スキルを獲得することを目指します。子育てのイライラを軽減し、楽しく子育てができるヒントが詰まった考え方について、実践を通してグループで学ぶものです。

3 事業の見込量(年間)

【ペアレントトレーニングに係る参加人数】

区分	対象者	令和6年度	令和7年度	令和8年度
参加人数	保護者向け	6人	6人	6人
	児童施設職員向け	18人	18人	18人

第5節 雇用・就労支援の促進



1 現状と課題

障がい者の雇用状況は、事業主の理解と認識の向上により徐々に改善されてきているものの、依然として雇用自体は厳しい状況にあり、希望しながらも就労できない方や、職場適応や健康上の問題等で離職する方も多くいるのが現状です。

国は、障がいに関係なく、希望や能力に応じて誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現を目指して、「障害者の雇用の促進に関する法律」の規定に基づく障がい者雇用率について、令和5年度は民間企業（常用労働者 43.5 人以上）の場合、2.3%と定めています。令和6年4月からは、民間企業（常用労働者40.0人以上）の場合の法定雇用率が 2.5%に引き上げられます。

障がいのある人の雇用・就労は、障がいの特性や健康状態に合わせた働き方、職場の中での理解や配慮など、その人の状況に合わせた多様な就労の場を確保することが重要であり、地域社会全体で増やしていく必要があります。

併せて、就労支援だけにとどまらず、就労先での職場定着を支援する就労支援定着支援について、さらなる充実を図ることが求められます。

2 個別施策の方向

(1) 特別支援学校・就労支援事業所等との連携強化

特別支援学校等に在学中から、就労に対する早期支援を実施し、在学学生や家族に対して、就職に向けた課題解決や意欲の喚起を行い、卒業後における進路の選択肢を広げる取組みを関係機関と協力して進めます。

(2) 障がい者の就労支援

- ① 公共職業安定所（ハローワーク）や岩手県障害者職業センター、盛岡広域圏障害者就業・生活支援センター、岩手県福祉人材センターなど関係機関との連携により、障がい者の就労に関する相談窓口の充実を図るとともに、障がいの特性にあった雇用の拡大を図ります。
- ② 障がいがある人の一般就労を促進するため、就労移行支援や就労継続支援 A 型の利用を推進し、一般就労へつながるよう支援します。
- ③ 関係機関との連携によるジョブコーチ等の活用や、就労定着支援、就労選択支援（新規創設）の推進などにより、障がい者の就労の定着を支援します。
- ④ 知的障がい者の自立更生に理解のある職親（町内 2 事業者）と連携を密にし、生活能力や技能の習得に向けた訓練を推進します。

(3) 障がい者雇用の促進

- ① 障がい者の雇用を促進するため、雇用対策担当課と連携し、町内事業者をはじめ

広く障がい者雇用に対する意識の啓発を行います。

②公共職業安定所(ハローワーク)や雇用対策担当課と連携し、法定雇用率の達成に向けて企業に対し働きかけを行います。

3 障がい者の雇用状況

区 分	令和2年 6 月 1 日		令和3年 6 月 1 日		令和4年 6 月 1 日	
	岩手県	盛岡地域	岩手県	盛岡地域	岩手県	盛岡地域
企業数	1,021 社	428 社	1,066 社	454 社	1,060 社	446 社
労働障がい者数	3,396.5 人	1,587.5 人	3,562.5 人	1,641.0 人	3,530.5 人	1,637.0 人
障がい者実雇用率	2.28%	2.17%	2.37%	2.23%	2.38%	2.26%
雇用率達成企業割合	57.0%	45.3%	58.8%	44.5%	58.9%	47.1%

資料)盛岡公共職業安定所

【参考】

「障害者の雇用の促進に関する法律」で定められている雇用率

	(令和 5 年度)	(令和 6 年度)
◇一般民間企業	2.3%	→ 2.5%
◇国、地方公共団体等	2.6%	→ 3.0%
◇都道府県等の教育委員会	2.5%	→ 2.9%

※これまでの法定雇用率の算定基礎の対象になっていた身体・知的障がい者に加え、平成30年4月からは新たに精神障がい者が法定雇用率の算定基礎の対象に追加されました。



第6節 経済的支援の充実

1 現状と課題

障がい者の生活の安定を図るためには、雇用の確保と並び、国民年金の障害基礎年金や障害厚生年金、特別障害者手当や特別児童扶養手当等による収入の保障は、現代社会においては欠かせないものとなっています。

年金制度や手当制度は国の社会保障制度のひとつであり、経済的自立を図るうえで大きな役割を果たしていることから、今後も国や県に対して変わらぬ制度の継続を要望していく必要があります。

2 個別施策の方向

(1) 経済的支援のための制度等の周知(JR 運賃の割引、県内路線バス運賃の割引等)

- ① 広報紙「紫波ネット」やホームページ等を活用し、手当や年金制度について周知を図ります。
- ② 障がい者福祉ガイドブック「ともに歩む」の配布により、手当や年金制度のほか、民間事業者が実施する障がい者サービス等についても周知を図ります。

<民間事業者が実施する障がい者サービスの例>

種類	サービス概要	対象となる手帳
JR 運賃の割引	障がい者とその介護者が JR 線を利用する場合、運賃の割引を行なう。割引率 5 割(単独利用の場合は片道 101km 以上に限る)。	身体障害者手帳 療育手帳
県内路線バス運賃の割引	障がい者とその介護者が岩手県交通・岩手県北バス・JR バス東北を利用する場合、運賃の割引を行う。割引率 5 割(定期乗車券の場合 3 割)。	身体障害者手帳 療育手帳 精神保健福祉手帳
航空運賃の割引	障がい者とその介護者が航空機を利用する場合、運賃の割引を行う。割引額は各航空会社が設定する額による。	身体障害者手帳 療育手帳 精神保健福祉手帳
フェリー旅客運賃の割引	障がい者とその介護者がフェリーを利用する場合、運賃の割引を行う。割引額は各船会社が設定する額による。	身体障害者手帳 療育手帳 精神保健福祉手帳
タクシー運賃の割引	障がい者とその介護者が県内のタクシーを利用する場合、料金の割引を行なう。割引率 1 割。	身体障害者手帳 療育手帳 精神保健福祉手帳
有料道路通行料金の割引	障がい者とその介護者が有料道路を利用する場合、その料金の割引を行う。割引額は半額(営業車は除く)。	【本人が運転する場合】 身体障害者手帳 【介護者が運転する場合】 身体 1 種、療育 A
携帯電話料金の割引	障がい者を対象とした料金の割引を行なう。割引額は各携帯電話会社が設定する額による。	身体障害者手帳 療育手帳 精神保健福祉手帳

※ほかにも様々な障がい者サービスが実施されていますが、利用できるサービスは手帳の種類や障がいの程度によりそれぞれ異なります。

(2)障害年金・障害者手当の支給

- ① 各種年金・手当の手續について支援を行います。
- ② 各種年金・手当の支給事務にあたっては、関係課や県の関係機関と連携を図りながら、速やかな事務処理に努めます。

<障害年金と障害者手当の種類>

種 類		該当となる目安
年 金	障害基礎年金	20 歳から老齢基礎年金の受給前の者で、国民年金法に定める 1～2 級の障がいに該当するとき
	障害厚生年金	厚生年金の加入時から受給前の者で、厚生年金法で定める1～3 級の障がいに該当するとき
手 当	特別障害者手当	常に特別の介護を要する 20 歳以上の在宅障がい者で、障害基礎年金 1 級程度の重度障がいがあるとき
	家族介護慰労手当	特別障害者手当受給者と同程度の障がい者を介護している者で、居宅介護等の障害福祉サービスを利用していないとき
	障害児福祉手当	常時介護を要する 20 歳未満の在宅障がい児で、身体障害者手帳1～2 級、特別児童扶養手当 1 級程度に該当するとき
	特別児童扶養手当	身体や知的障がいがある 20 歳未満の児童を在宅で養育している保護者に支給され、身体障害者手帳 1～2 級、療育手帳 A が 1 級障害者、身体障害者手帳 3 級と療育手帳 B が 2 級障害者となります。

<特別障害者手当、家族介護慰労手当の支給実績(過去 3 年間)>

サービス名	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
特別障害者手当	支給者数	35 人	36 人	36 人
家族介護慰労手当	支給者数	0 人	0 人	0 人

資料)紫波町健康福祉課

<障害児福祉手当、特別児童扶養手当の支給実績(過去 3 年間)>

サービス名	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
障害児福祉手当	支給者数	25 人	26 人	23 人
特別児童扶養手当	支給者数	156 人	154 人	155 人

資料)紫波町健康福祉課、こども課



第7節 生活支援の充実

1 現状と課題

障がい者が地域で安心して生活するためには、基盤となる住まいを確保するとともに、生活を継続していくために必要な支援を行う必要があります。

当町では、障がい者の地域での生活の場として共同生活援助（グループホーム）が5か所、一時的に宿泊できる短期入所施設が3か所あります（令和5年3月末時点）。どちらも利用希望者は年々増加し、ニーズが高いことが分かります。

町は、親亡き後や老後を見据えた障がい者の生活支援として、令和2年度に地域生活支援拠点等の整備を行い、今期の障がい福祉に係るアンケート調査においても住民ニーズの把握に努めました。

アンケート調査結果では、親亡き後や自身の老後を住み慣れた地域で暮らすために強化してほしい機能として、「相談機能」「緊急時の受け入れ・対応機能」と回答した人が半数を超えました。

障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域全体で支える機能をより充実させていく必要があります。

2 個別施策の方向

(1) グループホームの整備促進

自立した生活を希望する方や地域移行による地域生活を希望する方などのため、グループホームについて地域の理解を深めながら、中・長期的な視点を持ち整備を推進します。

(2) 地域生活支援拠点の整備

①地域生活支援拠点等に必要な「相談」「緊急時の受け入れ・対応」「体験の機会・場」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」の機能の整備を進めることにより、障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、障がい者等の地域における生活の安心感を担保し、地域での生活を支援します。

②年1回運用状況を検証し、さらなる機能充実を目指します。

③特別な支援を必要とする強度行動障害を持つ方も地域で安心して暮らせるよう、体制の整備を進めます。

【地域生活支援拠点等利用に係る登録者数】

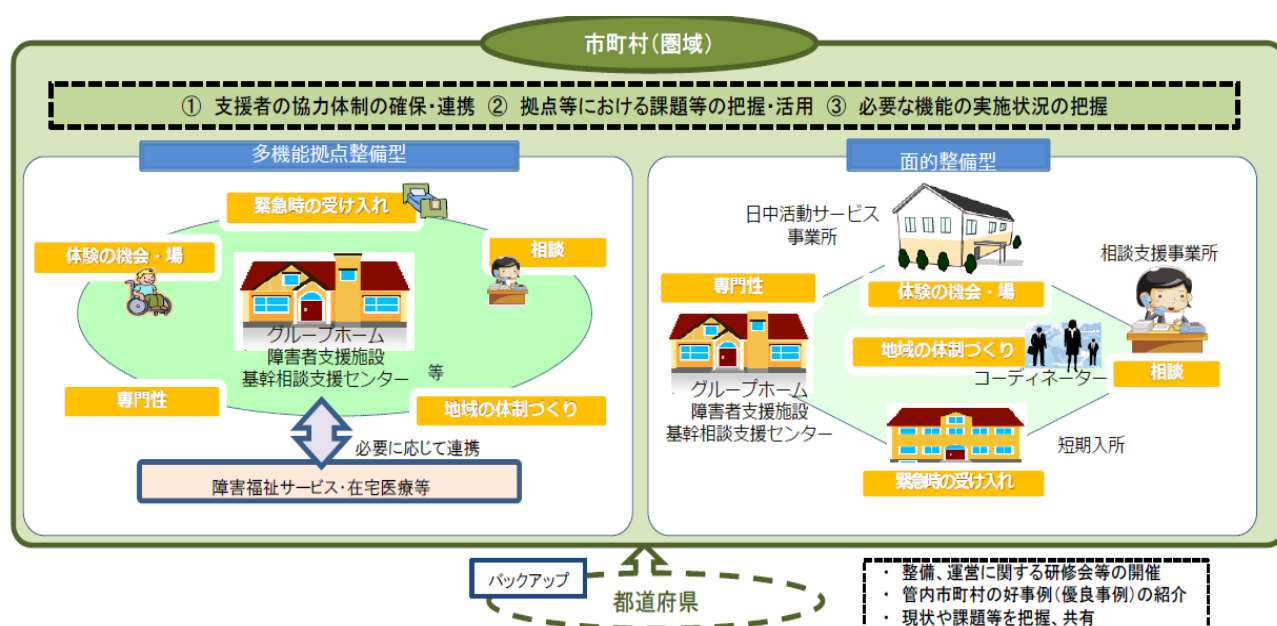
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
登録者数	0人	3人	1人

3 事業の見込量(年間)

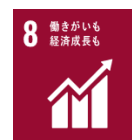
【地域生活支援拠点等利用に係る登録者数】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
登録者数	5人	7人	10人

※具体的な施策目標については「自立を支援していく数値目標の設定」(第4章)を参照



第8節 社会参加の促進



1 現状と課題

障がい者の社会参加を促進するためには、スポーツ、レクリエーション、文化芸術活動など仲間づくりにつながる機会をつくり、障がい者がその機会を通じて多くの人たちと交流を深め、周囲がそれをサポートすることが重要となります。

また、障がいのある方は、身体が不自由である理由のほか、心理的理由により家に閉じこもりがちになる場合もあります。その方の実情にあわせた外出の機会を提供するとともに、活動への参加や通院、買い物などで外出するときには、その移動を可能にする手段についての支援をすることが社会参加の促進に繋がります。

2 個別施策の方向

(1)「ふれあいフェスタ」の開催支援(年1回、紫波町社会福祉協議会事業)

- ①障がいのある人もない人も、互いの立場を理解し、文化活動等を通じてふれあいを図りながら幅広く交流できる場となるように努めます。
- ②作品展示など当事者活動の場を設け、障がい者の自立と社会参加を促進させます。
- ③町自立支援協議会と連携を図り、参加団体の拡大や運営等の更なる充実を目指します。

《令和5年度ふれあいフェスタの様子》



(2)障がい者スポーツ大会・文化芸術祭への参加促進

- ①岩手県障がい者スポーツ大会や岩手・紫波地区身体障害者スポーツ大会、身体障害者交流ゲートボール大会への参加やその取り組みについてサポートを行います。
- ②岩手県障がい者文化芸術祭、紫波町文化芸術祭を広く周知するとともに、作品出品など文化活動のサポートを行います。

(3) 移送サービス事業・福祉タクシー事業・自動車改造費等助成の実施

- ① 移動が困難な障がい者等(寝たきりや常時車いすを使用している方等)の外出を支援するため、ストレッチャーや車いすのまま目的地までの送迎を行う「移送サービス」を継続実施します。
- ② 視覚障がい者等の外出を支援する「ガイドヘルパー派遣」を継続実施します。
- ③ 身体・知的・精神の重い障がいがある方の外出を支援するため、福祉タクシー事業を実施しています。利用範囲拡大の要望を受け、令和2年度から町内のタクシー会社に加え、町外タクシー会社も利用できるようになりました。また、利用券についても、交付枚数内であれば無制限に利用できるようになりました。
- ④ 身体障がい者等が自動車運転免許取得する費用の一部について助成を行います。
- ⑤ 身体障がい者又は介護者が自動車を購入及び改造する費用の一部を助成します。

【移動支援サービスの利用者数及び給付額(過去3年間)】

サービス名	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
福祉タクシー事業	利用者数	116	120	137
	給付額	887千円	936千円	1,078千円

資料) 紫波町健康福祉課

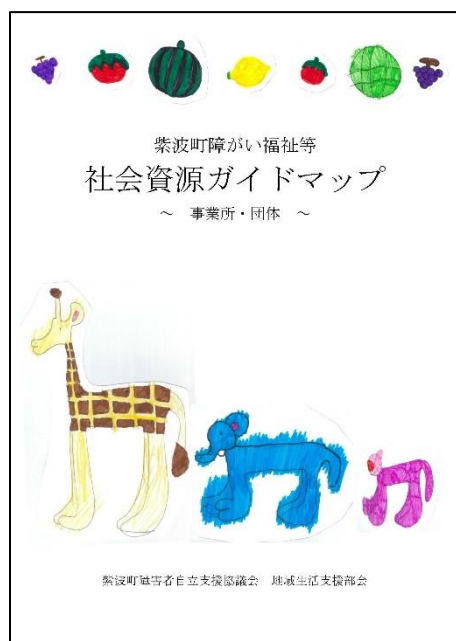
(4) 障がいのある人やその家族団体の支援

- ① 町内の当事者団体や当事者を支援する家族団体、ボランティア団体等が協力し合うことができるような活動の場を提供し、その活動を支援します。
- ② 障がいのある人やその家族の団体が取り組む活動の情報発信を支援し、各団体を紹介するとともに、住民に対し活動への理解や行事への参加を促します。

< 町内の障がい者関係団体 >

団体名	概要
紫波町身体障害者福祉協会	身体障がい者で構成される当事者会
紫波町精神障害者当事者会 さくら会	精神障がい者で構成される当事者会
紫波町精神障害者家族会 紫幸会	精神障がい者の家族で構成される家族会
紫波町手をつなぐ親の会	知的障がい者の家族で構成される家族会
オレンジの会	重度の障がい児・者の家族で構成される家族会
朗読ボランティア「銀の鈴」	視力障がい者を支援するボランティア会
紫波町精神保健ボランティア ゆいっこの会	精神障がい者を支援するボランティア会
紫波の子育てを支援する会 あれんと	発達障がいなどで悩む父母を支援する会

<紫波町障がい福祉等社会資源ガイドマップ>



資源ガイドマップ

https://www.town.shiwa.iwate.jp/soshiki/1/3_6/7280.html/

3 事業の見込量(年間)

種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉タクシー事業	150 人	160 人	170 人

※福祉タクシー以外の移動支援サービス見込量については地域生活支援事業(第4章)を参照



第9節 生活環境の整備の推進

1 現状と課題

障がい者が地域で安心して暮らすためには、生活や活動の場が、配慮された環境であることが重要です。

住みやすいまちの基準の一つとして、道路や公共施設が障がい者や高齢者の利用を考えた整備をされていることが挙げられます。町では、「高齢者・障害者等の移動円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」及び「ひとにやさしいまちづくり県条例」に基づき、平成27年度に完成した役場新庁舎については、利用者に配慮した設計を行うユニバーサルデザインの考え方を取り入れて整備されています。既存の道路や歩道の段差や破損箇所については、早期復旧及び解消に努める必要があります。

また、重度障がいの方や要介護高齢者が暮らす住宅については、安心・安全に生活できる住環境を整える必要があります。そのために必要な改修について、今後においても支援が必要です。

2 個別施策の方向

(1) 公共施設等におけるユニバーサルデザイン化及びバリアフリー化の推進

- ① 公共施設等の整備においては、バリアフリー法やひとにやさしいまちづくり県条例に基づき、町の担当課においてもこの基準に従い整備を進めます。
- ② 新たに整備される公共施設等がある場合は、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、障がい者の意見を反映させるよう提言を行います。
- ③ 誰もが利用しやすい公共施設にするため、公共施設へのエレベーターやオストメイト対応多目的トイレ、スロープなどの設置を推進します。

(2) 道路・歩道整備の推進

- ① 道路・歩道の整備においては、バリアフリー法やひとにやさしいまちづくり県条例に基づき、町の担当課においてもこの基準に従い整備を進めます。
- ② 歩道の新設や修繕がある場合は、障がい者の要望を踏まえながら、段差解消や点字ブロックなどの設置を推進します。

(3) 住宅・住環境整備の推進

- ① 手すりの取り付けなど軽微な住宅改修について、重度障がい者は日常生活用具の給付、要介護高齢者は介護保険サービスの利用を紹介します。
- ② トイレや浴室の改修など規模が大きくなる場合は、「高齢者及び障害者にやさしい住まいづくり推進事業」の助成制度の活用による住宅のバリアフリー化を促進します。

- ③町営住宅において、高齢者・障がい者に対応した居室の設置や共同スペースの確保などの推進を図ります。

【やさしい住まいづくり推進事業の利用者数及び給付額(過去3年間)】

サービス名	区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
高齢者及び障害者にやさしい住まいづくり推進事業	利用者数	7人	5人	5人
	給付額	2,310千円	2,000千円	1,453千円

(4)防災体制の推進

- ①災害発生時の円滑な避難支援体制が構築できるよう、消防防災課と連携しながら個別避難計画の作成を進めます。
- ②家具の転倒防止、水や食料の備蓄等の事前の備えや、平時における近所との交流の重要性について出前講座の開催等を通じて周知します。
- ③災害の発生、又はそのおそれがある場合に自ら避難することが困難な方への迅速な避難の確保を図るため、支援を要する避難行動要支援者を把握し、名簿を作成しています。また、民生委員・児童委員と連携を図りながら避難行動要支援者名簿への登録について引き続き周知します。
- ④災害時において、高齢者や障がい者、その他特に配慮を要する方の生活環境が確保されるよう、円滑な避難所の利用体制の整備を継続的に行います。
- ⑤避難所運営マニュアルをもとに、新型コロナウイルス等の感染症対策を継続して行っています。

3 事業の見込量(年間)

種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者及び障害者にやさしい住まいづくり推進事業	4人	4人	4人



第10節 権利擁護体制の充実

1 現状と課題

障がい者が暮らしやすい社会にするためには、障がいによって生じる社会的障壁をできる限りなくし、障がいの有無に関わらず、その人が持つ個性を認め合いながら共に生きる社会（共生社会）を実現することが重要です。そのためには、事業者や専門機関等との連携を図り、権利擁護のための体制づくりを進める必要があります。

【差別の解消について】

平成28年4月から障害者差別解消法が施行され、行政機関、民間事業者において障がい者に対する不当な差別的取り扱いの禁止が義務化されるとともに、行政機関には障がい者への合理的配慮の提供が義務付けられました。共生社会の実現に向けて、障がいを理由とする差別の解消に寄与するよう努めることが求められています。

また、障害者差別解消法の改正により、令和6年度から民間事業者においても合理的配慮の提供が義務化されます。障がいのある人もない人も「共に生きる」社会の実現を目指すために、個々の場面ごとに柔軟に対応することが求められます。

【虐待防止について】

障がい者への虐待防止について、基幹相談支援センター等の関係機関と連携を図り対応してきました。障がい者への虐待は、障がい者の尊厳を害するものです。障がい者の権利を守るためのさらなる地域の理解や協力の推進、支援者の養成が求められています。

【成年後見制度について】

成年後見制度は、認知症高齢者や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が十分でない人の権利を守り生活を支える制度であり、年々需要が高まっています。

制度の利用促進や円滑な制度運用できる体制づくりのため、盛岡市・滝沢市・雫石町・矢巾町・紫波町が合同で「盛岡広域成年後見センター」を令和2年4月に設置しました。令和5年度には岩手町も加わり、6市町で体制づくりを推進しています。

今期のアンケート調査結果では、成年後見制度について「利用しておらず、名前も内容も知らない」と回答した方が約33%でした。引き続き制度の周知を行っていく必要があります。

2 個別施策の方向

(1)行政における合理的配慮の徹底

- ①障がいを理由とする差別の解消を推進するため、職員を対象とした必要な研修・啓発を行います。
- ② 障がいのある人が適切な行政サービスを円滑に利用することができるよう、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する紫波町職員対応要領」に基づき、その方の障がい特性やそれぞれの場面・状況に応じた合理的配慮について、適切な対応に努めます。

(2)差別解消に向けた情報発信

- ①広報や町の HP 等を通じ、差別解消に関する情報提供を行い、町民の理解促進に努めます。

(3)虐待への対応

- ①広報やふれあいフェスタ等のイベントなどを通して虐待防止についての周知・啓発を図ります。
- ②障害者虐待防止センターを役場健康福祉課に設置し、障がい者の虐待に関する窓口として、通報者・相談者のプライバシーに配慮しながら、関係機関と連携し、適切な対応に努めます。
- ③関係機関とのネットワークを確立し、支援体制をつくります。

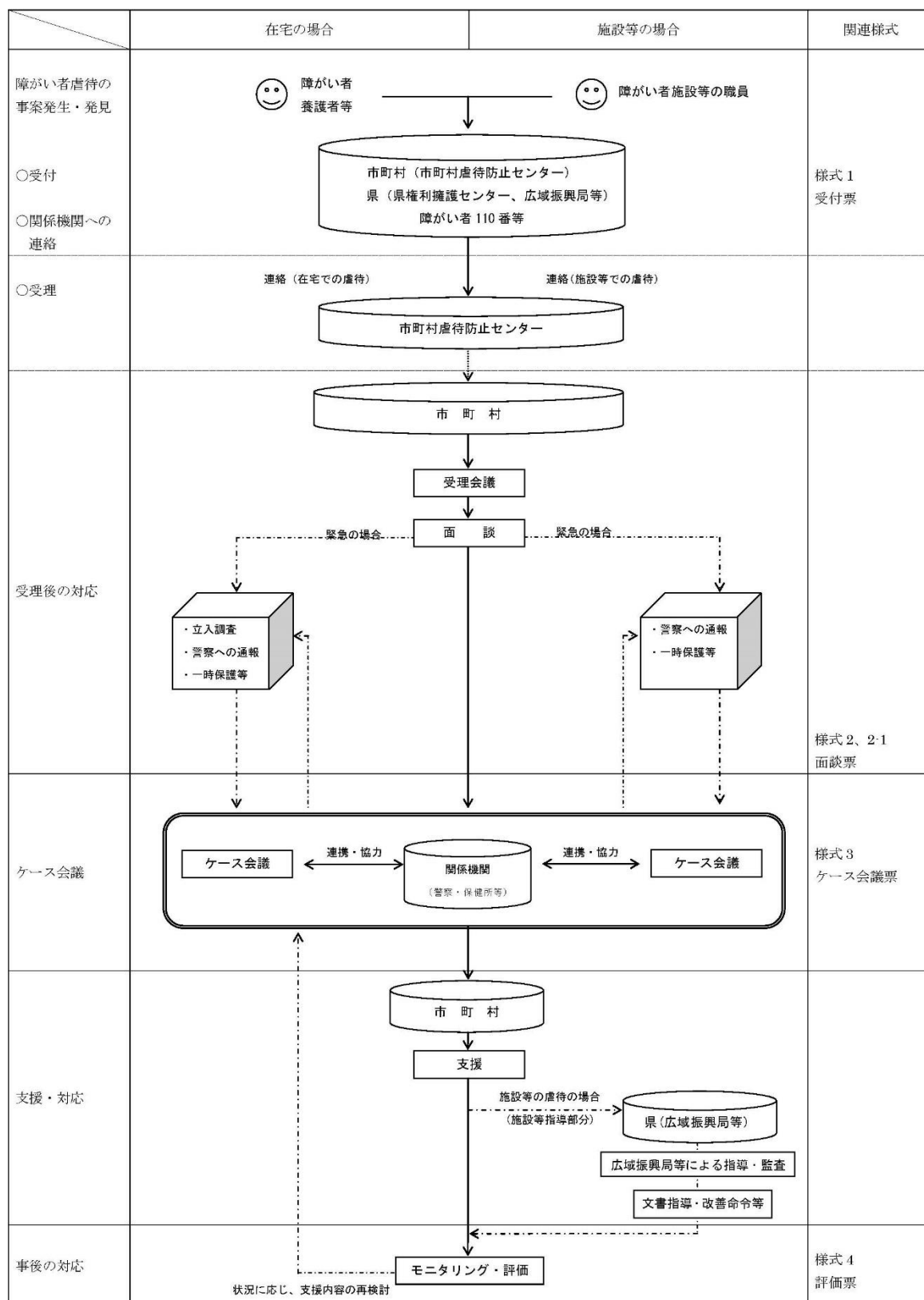
(4)成年後見制度の利用促進

- ① 障がい者の財産や権利を守る成年後見制度の利用にあたり、家庭裁判所への手続方法や紹介等の支援を行います。
- ② 地域生活支援事業である「成年後見制度利用支援事業」や「成年後見制度法人後見支援事業」の実施により、成年後見制度の利用促進を図ります。
- ③ 成年後見制度の利用までには至らないものの、金銭管理の支援を必要とする方には、社会福会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業等で生活を支援します。
- ④ 盛岡広域成年後見センターにおいて、成年後見制度に係る周知、相談、申立支援、市民後見人養成、後見人等支援業務、関係機関のネットワークを構築します。

3 事業の見込量(年間)

種別	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市民後見人登録者数	6 人	8 人	10 人

障がい者虐待の対応フローチャート



<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/fukushi/shougai/1003926/1003933.html>

資料)岩手県障がい者虐待防止ガイドライン

第4章 第7期障がい福祉計画

第1節 自立を支援していく数値目標について

- ・第6期障がい福祉計画の進捗状況
- ・第7期障がい福祉計画における数値目標の設定

第2節 障害福祉サービス・相談支援の見込量の設定

第3節 地域生活支援事業の見込量の設定

第4節 補装具と自立支援医療

(精神通院医療・更生医療・育成医療)

第1節 自立を支援していく数値目標について

- ・第6期障がい福祉計画の進捗状況
- ・第7期障がい福祉計画における数値目標の設定

第6期障がい福祉計画では、国の指針に基づき、令和5年度を目標年度とする地域移行や支援体制の整備等に係る数値目標を設定しました。

第6期障がい福祉計画における数値目標について振り返りを行い、町や障がい者を取り巻く環境等の実情を踏まえながら、第7期障がい福祉計画において令和8年度を目標年度とする地域移行や支援体制の整備等に係る数値目標を設定します。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

第6期計画における国の基本指針			
・令和5年度末までに令和元年度末時点の施設入所者(30人)から6%以上(2人)を地域生活へ移行する。 ・令和5年度末の施設入所者数について、令和元年度末時点から施設入所者数(30人)から1.6%以上削減する(29人)。			
実 績			
項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
地域生活移行者(増減累計)	0人	0人	0人(2人減)
年度末における施設入所者数	32人	32人	30人

※令和5年度の実績は、令和5年9月末時点の見込値

【評 価】

- ・令和3年度から令和5年度までに入所施設から地域移行した人数は0人となる見込みです。令和5年度に2名減少しているのは、介護保険サービスへの移行と死亡のケースです。
- ・令和5年度末の施設入所者数は30人となる見込みです。令和元年度末の施設入所者数(30人)変動なく、目標は未達成です。
- ・施設入所者の中にはグループホームへの入居(地域移行)を希望されている方もいますが、その一方で、在宅で暮らす障がい者からのグループホームへの入居希望も多くある現状であり、依然としてグループホームの需要は高く、希望してもグループホームへの入居が難しい状態です。町内においてもさらなるグループホームの整備が望まれています。

本町ではこれまでの実績や地域の実状を踏まえ、令和8年度末の削減入所者数と地域生活移行者数を次のとおり設定します。

国の基本指針		
・令和8年度末までに、令和4年度末時点の施設入所者数の<u>6%以上</u>が地域生活に移行すること。 ・令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点から <u>1.6%以上</u>削減すること。		
第7期計画の数値目標		
項目	目標	目標の考え方
令和8年度末までの地域生活移行者数	2人	令和4年度末時点の施設入所者数(32人)の6%以上が地域生活へ移行
令和8年度末における施設入所者数	30人	令和4年度末の施設入所者数(32人)の1.6%以上削減

○目標達成のための方策

- ・福祉施設入所者の地域移行を促進するにあたっては、移行を希望する人が安心して施設から地域に移り生活できるよう、グループホームなど住まいの整備をはじめ、地域住民の理解や協力も必要です。
- ・個々の障がい特性や必要性に応じた様々なサービスを調整し、関係機関と連携しながらグループホームや地域生活支援拠点等の利用促進を図り、地域移行を推進します。

2 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

第6期計画における国の基本指針			
・令和5年度末までの間、各市町村又は圏域に1つ以上の地域生活拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討する。			
実 績			
項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
地域生活支援拠点等の整備	1箇所	1箇所	1箇所
運用状況の検証及び検討回数	0回	1回	1回

※令和5年度の実績は、令和5年9月末時点の見込値

【評 価】

- ・当町と矢巾町は医療、福祉圏域が重なっており、基幹相談支援センター等の相談支援体制も紫波圏域として整備されていることから、地域生活支援拠点等も圏域で検討した結果、既存事業所等の機能を有効活用し、複数の機関が分担して機能を担う「面的整備型」で令和2年度末に整備しました。
- ・今後は運用状況の検証、検討を行い、より利用しやすい体制となるよう推進していく必要があります。

国の基本指針				
・令和 8 年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保するとともに、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、年1回以上運用状況を検証及び検討する。 ・強度行動障害を有する者への支援体制の充実				
第7期計画の数値目標				
項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	備考
地域生活支援拠点等の整備	1箇所	1箇所	1箇所	圏域で整備
運用状況の検証及び検討回数	1回	1回	1回	圏域で実施
コーディネーターの配置	有	有	有	
強度行動障害を有する者への支援体制の充実	有	有	有	

○目標達成のための方策

- ・本町と矢巾町と共同で地域生活支援拠点の運用状況の検証及び検討を行います。
- ・地域の相談支援専門員にコーディネーターの役割を担ってもらい、事業の周知を図ります。
- ・強度行動障害を有している方も安心して地域で暮らせるよう、支援ニーズの把握に努めます。

3 福祉施設から一般就労への移行等

第6期計画における国の基本指針	
① 就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数	⇒令和5年度の移行者数を、令和元年度実績の <u>1.27 倍以上</u> 。
② 就労移行支援にかかる一般就労への移行者数	⇒令和5年度の利用者数を、令和元年度実績の <u>1.30 倍以上</u> 。
③ 就労継続支援A型及びB型にかかる一般就労への移行者数	⇒就労A型:令和5年度における一般就労への移行者数を令和元年度実績の <u>1.26 倍以上</u> ⇒就労B型:令和5年度における一般就労への移行者数を令和元年度実績の <u>1.23 倍以上</u>
④ 就労定着支援の利用者数・就労定着率	⇒利用者数 :令和5年度における就労移行支援事業所等を通じた一般就労移行者数の7割 ⇒就労定着率:就労定着支援事業所のうち、就労定着率8割以上の事業所が全体の7割以上

実 績					
項目	目標	経過状況			備考 (令和元年度の実績)
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	
令和5年度中における年間一般就労移行者数	5人	7人	5人	5人	4人
令和5年度の就労移行支援事業における年間一般就労移行者数	3人	4人	2人	4人	2人
令和5年度の就労継続支援A型事業における年間一般就労移行者数	3人	3人	3人	1人	2人
令和5年度の就労継続支援B型事業における年間一般就労移行者数	1人	0人	0人	0人	0人
令和5年度における就労定着支援事業を利用して一般就労した利用者の割合	70%	14%	0%	0%	-

【評 価】

- ・令和5年度末における就労移行支援事業における一般就労移行者は 4 人となる見込みであり、目標値を上回る見込みです。
- ・町内に就労移行支援事業所がないことから、利用者は近隣市町の就労移行支援事業を利用している現状です。町内においても引き続き就労移行支援事業所の整備が望まれています。
- ・就労継続支援 B 型からの一般就労移行者数は目標値を下回る見込みです。

国の基本指針		
① 就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数 ⇒令和8年度の移行者数を、令和3年度実績の <u>1.28 倍以上</u> 。 ② 就労移行支援にかかる一般就労への移行者数 ⇒令和8年度の利用者数を、令和3年度実績の <u>1.31 倍以上</u> 。 ③ 就労継続支援A型及びB型にかかる一般就労への移行者数 ⇒就労A型:令和8年度における一般就労への移行者数を令和3年度実績の <u>1.29 倍以上</u> ⇒就労B型:令和8年度における一般就労への移行者数を令和3年度実績の <u>1.28 倍以上</u> ④ 就労定着支援の利用者数・就労定着率 ⇒利用者数:令和8年度における就労移行支援事業の利用者数を令和3年度実績の <u>1.41 倍以上</u> ⇒就労定着率:就労定着支援事業所のうち、 <u>就労定着率8割以上の事業所が全体の7割以上</u>		
第7期計画の数値目標		
項目	目標	備考 (令和3年度の実績)
令和8年度中における年間一般就労移行者数	10人	令和3年度実績 7人
令和5年度の就労移行支援事業における年間一般就労移行者数	5人	令和3年度実績 4人
令和5年度の就労継続支援A型事業における年間一般就労移行者数	4人	令和3年度実績 3人
令和5年度の就労継続支援B型事業における年間一般就労移行者数	1人	令和3年度実績 0人
令和5年度における就労定着支援事業を利用して一般就労した利用者の割合	70%	14%

○目標達成のための方策

- ・障がいのある方が可能な限り一般企業で就労し、経済的な自立や継続的な職業生活を維持できるよう、関係機関との連携を図ります。

4 相談支援体制の充実・強化等

第6期計画における国の基本指針				
・令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。				
実 績				
項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	備考
相談体制の充実・強化等 (市町村単独)	1箇所	1箇所	1箇所	自立支援協議会
相談体制の充実・強化等 (圏域)	1箇所	1箇所	1箇所	基幹相談支援センター

【評 価】

- ・自立支援協議会においては、こども支援部会・地域生活支援部会の2部会に分かれて町の課題等について検討を行いました。また、事例検討等を行うことで、様々な視点から問題を捉えることができ、より良い支援体制の構築につながる機会となりました。
- ・基幹相談支援センターにおける事例検討会や研修等を通じて、紫波郡内相談支援専門員の質の向上を図ることができています。また、地域の関係機関との連絡調整や情報提供を行うことでネットワークづくりの強化を図ることができました。

国の基本指針				
・令和8年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。 ・自立支援協議会において個別事例の検討を通じ地域サービス基盤の開発・改善等を推進する。				
第7期計画の数値目標				
項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	備考
相談体制の充実・強化等 (市町村単独)	1箇所	1箇所	1箇所	自立支援協議会
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討 (市町村単独)	1回	1回	1回	自立支援協議会
相談体制の充実・強化等 (圏域)	1箇所	1箇所	1箇所	基幹相談支援センター

○目標達成のための方策

- ・紫波町障がい者自立支援協議会において、基幹相談支援センター、相談支援事業所、社会福祉協議会、民生委員・児童委員など様々な関係機関との連携を強化し、ネットワークの充実を図ります。
- ・自立支援協議会のこども支援部会、地域生活支援部会において、町の課題を検討し支援体制の強化を図ります。
- ・基幹相談支援センターにおいて、紫波郡内相談支援専門員の質の向上（研修や事例検討等）や人材育成、ネットワークの強化を図っていきます。また、地域の相談機関との連絡調整や情報提供、助言等も行います。

5 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第6期計画における国の基本指針			
・令和5年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築する。			
実 績			
項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害福祉サービス等の質向上のための取組体制構築	実施	実施	実施

【評 価】

- ・県が実施する障害福祉サービス等に係る研修に職員が参加し、障害者総合支援法の具体的内容について理解を深めました。

国の基本指針			
・令和8年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築する。			
第7期計画における数値目標			
項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害福祉サービス等の質向上のための取組体制構築	実施	実施	実施

○目標達成のための方策

- ・県が実施する障害福祉サービス等に係る研修へ職員が参加し、障害者総合支援法の具体的内容の理解促進を図ります。

第2節 障害福祉サービス・相談支援の見込量の設定

1 障害福祉サービス

障害福祉サービス等の見込については、令和6年度から令和8年度の各年度にサービスを利用する人数及び必要とされる量を見込み設定するものです。

障害福祉サービスは、主に訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービスと3つに分けられます。

近年、精神障がい者や発達障がい者が増加傾向にあり、それに合わせて障害福祉サービスの利用者も増加傾向にあります。一方で、町内のサービス事業所は限られており、サービスによっては需要に対するサービス提供体制が十分とは言えず、需要に対する体制の整備が求められています。

本町では、障害福祉サービスの利用状況及び特別支援学校等の卒業予定者を含む新規利用者の人数を踏まえたうえで、見込量を設定しました。

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスは、障害者総合支援法に基づく事業として位置づけられ、居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援の5つの介護給付に分けられます。

<訪問系サービスの種類・内容>

サービス名	内 容
居宅介護	障がいのある人の居宅にヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事などの介護、調理・洗濯・掃除などの家事、生活に関する相談・助言、その他生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由、重度の知的障がい・精神障がいにより行動上著しい困難があり、常時介護を要する人の居宅にヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事などの介護、調理・洗濯・掃除などの家事、生活に関する相談・助言、その他生活全般にわたる援助、外出時における移動中の介護を総合的にを行います。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難がある人に対し、ヘルパーが外出時に同行し、移動に必要な情報の提供、行動の援護、その他外出する際の必要な援助を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動上著しい困難があり、常時介護を要する人にヘルパーを派遣し、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ・食事などの介護、その他の行動する際の必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護を要する障がいがあり、意思疎通に著しい障がいがある人のうち、四肢の麻痺、寝たきりの状態、知的障がい・精神障がいにより行動上著しい困難を有する人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助を包括的に提供します。

<訪問系サービス 第6計画実績と第7期計画見込量>

【実績(第6期計画)】

サービス種類	区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		人数	時間	人数	時間	人数	時間
居宅介護	見込	30	460	31	500	32	540
	実績	28	443	31	437	32	476
重度訪問介護	見込	1	10	2	30	2	30
	実績	0	0	0	0	0	0
同行援護	見込	4	10	5	15	5	15
	実績	3	10	3	10	3	10
行動援護	見込	1	10	1	10	1	10
	実績	0	0	1	2	1	12
重度障害者等包括支援	見込	0	0	0	0	0	0
	実績	0	0	0	0	0	0

※令和5年度の実績値については、9月末時点の見込値

【見込(第7期計画)】

サービス種類	区分	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
		人数	時間	人数	時間	人数	時間
居宅介護	見込	33	500	34	540	35	580
重度訪問介護	見込	1	10	1	10	2	30
同行援護	見込	4	10	5	15	5	15
行動援護	見込	2	20	3	40	3	40
重度障害者等包括支援	見込	0	0	0	0	0	0

○見込量確保の方策

- ・サービス利用者はほぼ横ばいで推移しています。行動援護の実施事業所が近隣にできたため、今後は利用者の伸びが見込まれます。
- ・今後もサービス提供体制の確保を図るとともに、家族及び居宅介護支援事業所等と連携を取りながら適正なサービス量の確保に努めます。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、障害者総合支援法に基づく事業として位置づけられ、生活介護、療養介護、短期入所の3つの介護給付と、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援の6つの訓練等給付に分けられます。

さらに、新たなサービスとして「就労選択支援」が追加される見込みです（利用開始は令和7年10月を予定）。障がいのある人の希望、就労能力、適性等に合った就労先または就労系サービスの選択ができるよう、サービス提供事業者と連携して、情報提供や利用促進を進めます。

< 日中活動系サービスの種類・内容 >

サービス名	内 容
生活介護	地域や入所施設で生活を営むために常に介護等の支援が必要な障がい者に対し、食事や入浴、排泄等の介護や、軽作業などの生産活動並びに創作的活動の機会を提供するなど、身体能力、日常生活能力の維持・向上を図るための支援を行います。
自立訓練（機能訓練）	身体障がいや難病のある人に対し、施設や事業所などにおいて、理学療法・作業療法・その他必要なリハビリテーション、生活に関する相談・助言、その他の必要な支援を行います。
自立訓練（生活訓練）	知的障がいや精神障がいのある人に対し、施設や事業所などにおいて、入浴・排せつ・食事などの日常生活を営むために必要な訓練、生活に関する相談・助言、その他の必要な支援を行います。
就労選択支援 ※新設	令和7年以降に開始される新サービスです。障がいのある人の希望や能力・適性に応じて、就労先の選択への支援（就労アセスメント）を行うとともに、就労後に必要な配慮等を整理し、障がいのある人の就労支援を行います。
就労移行支援	一般就労などを希望している障がい者に対し、事業所内での作業や実習、適性にあった 職場探しなど、就労と職場定着に必要な支援を行います。
就労継続支援A型	一般企業での就労が困難な障がい者に対し、雇用契約に基づく就労機会の提供や生産活動に必要な知識・能力向上のための訓練など、就労に向けた支援を行います。
就労継続支援B型	一般企業等の雇用に結びつかない障がい者や一定年齢に達している障がい者などに対し、雇用契約を結ばない就労機会の提供や生産活動に必要な知識・能力向上のための訓練など、就労に向けた支援を行います。
就労定着支援	一般就労へ移行した障がい者について、就労の継続を図るために企業、自宅などへの訪問や障がい者の来所により必要な連絡調整や指導・助言の支援を行います。
療養介護	医療機関において、医療と常時介護を必要とする人に対し、機能訓練・療養上の管理・看護・医学的管理の下における介護・日常生活上の総合的な支援を行います。
短期入所	家族など介護者の疾病などの理由で、施設へ短期間の入所が必要な場合、障がいのある人を短期間入所させて、入浴・排せつ・食事の介護、その他必要な支援を行います。

<日中活動系サービス 第6期計画実績と第7期計画見込量>

【実績(第6期計画)】

サービス種類	区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		人数	日数	人数	日数	人数	日数
生活介護	見込	68	1,230	69	1,250	70	1,270
	実績	71	1,267	71	1,227	69	1,277
自立訓練(機能訓練)	見込	1	10	1	10	1	10
	実績	0	0	0	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	見込	1	15	2	31	2	31
	実績	2	33	1	18	2	22
就労移行支援	見込	15	180	16	195	17	210
	実績	17	130	23	168	16	180
就労継続支援(A型)	見込	25	450	27	460	30	470
	実績	26	375	25	362	15	269
就労継続支援(B型)	見込	125	2,100	127	2,150	129	2,200
	実績	141	2,220	139	2,280	143	2,457
就労定着支援	見込	3	3	4	4	5	5
	実績	2	2	2	2	3	3
療養介護	見込	10	—	10	—	10	—
	実績	10	—	10	—	10	—
短期入所(福祉型)	見込	10	30	11	40	12	50
	実績	15	66	14	36	15	47
短期入所(医療型)	見込	3	15	4	20	5	25
	実績	2	2	0	0	0	0

※令和5年度の実績値については、9月末時点の見込値

【見込(第7期計画)】

サービス種類	区分	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
		人数	日数	人数	日数	人数	日数
生活介護	見込	70	1,280	71	1,300	72	1,320
自立訓練(機能訓練)	見込	1	10	1	10	2	20
自立訓練(生活訓練)	見込	3	40	4	60	5	80
就労選択支援 ※新設	見込	—	—	5	—	8	—
就労移行支援	見込	15	200	17	240	19	280
就労継続支援(A型)	見込	17	300	19	320	21	340
就労継続支援(B型)	見込	145	2,500	150	2,700	153	3,000
就労定着支援	見込	4	—	5	—	6	—
療養介護	見込	11	—	11	—	11	—
短期入所(福祉型)	見込	15	50	16	60	17	70
短期入所(医療型)	見込	2	10	2	10	2	10

○見込量確保の方策

- ・現在、町内には生活介護事業所が3箇所、就労継続支援A型事業所が1箇所、就労継続支援B型事業所が4箇所あります。
- ・今後も利用者ニーズやサービス提供事業者の動向等を把握しながら、必要とされる情報の十分な提供に努めるとともに、町内や近隣市町の障害福祉サービス事業所、相談支援事業所、基幹相談支援センター等と連携を図りながら、適正なサービス量の確保に努めます。

(3) 居住系サービス

居住系サービスは、障害者総合支援法に基づく事業として位置づけられ、施設入所支援の介護給付と、自立生活援助、共同生活援助（グループホーム）の訓練等給付に分けられます。

< 居住系サービスの種類・内容 >

サービス名	内 容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた人で、一人暮らしをする人に対し、定期的な居宅訪問、情報提供及び助言等の必要な援助を行います。
共同生活援助（グループホーム）	障がいのある人に対し、共同生活を営むべき住居において、相談・入浴・排せつ・食事の介護・その他の日常生活上の援助を主として夜間に行います。
施設入所支援	施設に入所する障がいのある人に対し、入浴・排せつ・食事などの介護・生活に関する相談・助言、その他日常生活上の援助を主として夜間に行います。

< 居住系サービス 第6期計画実績と第7期計画見込量 >

【実 績（第6期計画）】

サービス種類	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		人	人	人
自立生活援助	見込	1	1	1
	実績	0	1	0
共同生活援助（グループホーム）	見込	46	47	48
	実績	56	56	50
施設入所支援	見込	29	29	29
	実績	32	32	30

※令和5年度の実績値については、9月末時点の見込値

【見 込（第7期計画）】

サービス種類	区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		人	人	人
自立生活援助	見込	1	1	2
共同生活援助（グループホーム）	見込	50	51	52
施設入所支援	見込	30	30	30

○見込量確保の方策

- ・第6期の自立生活援助の実績がない理由として、当該事業所数が少ないこととサービスがまだ浸透していないことが考えられます。
- ・自立した生活を希望する方や入所・入院からの地域移行に対応するため、地域におけるグループホームは必要不可欠なものです。国が地域移行を推進していることを踏まえ、地域の理解を深めながら、町内への整備を推進し、必要なサービス量の確保に努めます。
- ・相談支援体制や在宅支援支援の充実をはじめ、就労支援や居場所づくりなど、地域の支援体制の構築に努めます。
- ・施設入所支援については、障害支援区分に基づき、適正なサービス量の確保に努めます。

2 相談支援

相談支援の見込については、令和6年度から令和8年度の各年度毎にサービスを利用する人数及び必要とされる量を見込み設定するものです。

相談支援は、障害福祉サービスを利用するためにサービス等利用計画の作成が必要となる計画相談支援と、施設入所者や入院している障がい者の地域移行を支援する地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援)に3つに分けられます。

当町では、相談支援の利用状況や新規利用者の人数を踏まえたうえで、見込量を設定しました。

<相談支援の種類・内容>

サービス名	内 容
計画相談支援	障害福祉サービスなどを申請した障がいのある人について、サービス等利用計画案を作成し、サービス支給決定後に、サービス事業所との連絡調整、サービス等利用計画の作成、サービス等利用計画の見直し(モニタリング)などを行います。
地域移行支援	施設入所者や精神科病院に入院している精神障がい者など、地域での生活に移行するために重点的な支援を必要とする人に対して、住居の確保などの活動に関する相談、その他の必要な支援を行います。
地域定着支援	居宅において単身などで生活する障がいのある人に対して、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態などに、相談・その他必要な支援を行います。

<相談支援 第6期計画実績と第7期計画見込量>

【実績(第6期計画)】

サービス種類	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		人	人	人
計画相談支援	見込	56	58	60
	実績	55	58	65
地域移行支援	見込	1	1	1
	実績	0	0	0
地域定着支援	見込	1	2	2
	実績	1	1	1

※令和5年度の実績値については、9月末時点の見込値

【見込(第7期計画)】

サービス種類	区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		人	人	人
計画相談支援	見込	67	70	73
地域移行支援	見込	1	1	1
地域定着支援	見込	1	2	2

○見込量確保の方策

- ・第6期の地域移行支援の実績がない理由としては、当該サービスがまだ浸透していないことが考えられます。
- ・障害福祉サービスの利用者が、個別の状況に応じた適切なサービス利用ができるよう、町内や近隣市町の相談支援事業者、基幹相談支援センター等と連携を図りながら、適正なサービス量の確保に努めます。
- ・今後も需要の増加が見込まれることから、利用者ニーズや相談支援事業者の動向等を把握しながら、地域で必要とされる相談支援専門員数の確保の推進に努めます。

第3節 地域生活支援事業の見込量の設定

1 地域生活支援事業(必須事業)

地域生活支援事業の見込については、障害福祉サービス等と同様に令和6年度から令和8年度の年度毎にサービスを利用する人数及び必要とされる量を見込み設定するものです。

地域生活支援事業は、障がいのある人の能力や適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活が営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて実施されるもので、実施が義務付けられている「必須事業」と、市町村の裁量により行う「選択事業」があります。

当町では、下記の必須事業を実施することとし、各地域生活支援事業の利用状況及び新規利用者の人数を踏まえたうえで、見込量を設定しました。

<地域生活支援事業(必須事業)の種類・内容>

事業の種類	内 容
(1) 理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある人の理解を深めるための研修・啓発を通じて、地域住民への働きかけを行い、共生社会の実現を図ります。
(2) 自発的活動支援事業	障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいのある人、その家族、地域住民などの地域における自発的な取り組みを支援し、共生社会の実現を図ります。
(3) 相談支援事業	障がいのある人や障がいのある人を介護する人などからの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用支援などの必要な支援、関係機関との連絡調整等を行います。
(4) 基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的・専門的な相談支援、地域の相談支援体制の強化の取組、地域移行・定着、権利擁護・虐待防止・自立支援協議会の運営参加等を行います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	相談支援事業が適性かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組みを実施することにより、相談支援機能の強化を図ります。
(5) 住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているものの保証人がいないなどの理由により入居が困難な障がいのある人に対し、入居に必要な調整などに係る支援を行うとともに、家主への相談・助言を通じて地域生活の支援を行います。

(6) 成年後見制度利用 支援事業	障害福祉サービスの利用の観点から、成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者や精神障がい者に対し、成年後見制度の申立てに要する経費や後見人の報酬を助成するなど、成年後見制度の利用を支援します。
事業の種類	内 容
(7) 成年後見制度法人 後見支援事業	成年後見制度における後見などの業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。
(8) 意思疎通支援事業 (コミュニケーション支援 事業)	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいや難病のため、意思疎通を図ることに支障がある人に対し、手話通訳者、要約筆記者などの派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。
(9) 手話奉仕員養成研 修事業	聴覚障がい者との交流活動の促進、広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員(日常会話程度の手話表現 技術を取得したもの)の養成研修を行います。
(10) 移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者等に対し、地域における自立生活及び社会参加を促すために、外出のための支援を行います。
(11) 日常生活用具給 付事業	障がいのある人に対し、自立支援用具などの日常生活用具を給付または貸与することにより、日常生活の便宜を図ります。
(12) 地域活動支援セン ター事業	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行うものです。専門職員を配置し、医療福祉及び地域の社会基盤との調整、ボランティアの養成、障がいに対する理解促進に係る啓発等を行います。

(1)理解促進研修・啓発事業

基幹相談支援センターへの委託により実施しており、地域住民に対して、障がい者等への理解を深めるための研修や啓発を行います。

<理解促進研修・啓発事業 第6期計画実績と第7期計画見込量>

【実績(第6期計画)】

事業の種類	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	見込	有	有	有
	実績	有	有	有

【見込(第7期計画)】

事業の種類	区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	見込	有	有	有

※令和5年度の実績は、令和5年9月末時点の見込値

○見込量確保の方策

- ・地域の住民等を対象に、障がい者に対する理解を深めるための研修会等を開催します。
また、広報等を通して広く周知することに努めます。
- ・集合形式の研修会にとどまらず、情報交流館や公民館等、町民の目に触れやすい場を活用しながら、啓発を推進します。

(2) 自発的活動支援事業

自発的活動支援事業は、第5期障がい福祉計画より実施している事業です。障がい者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援します。

< 自発的活動支援事業 第6期計画実績と第7期計画見込量 >

【実績(第6期計画)】

事業の種類	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	見込	無	有	有
	実績	無	無	無

※令和5年度の実績は、令和5年9月末時点の見込値

【見込(第7期計画)】

事業の種類	区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	見込	有	有	有

○見込量確保の方策

- ・障がい者やその家族、地域住民等が自発的に取組む活動の支援を図ります。
- ・多くの障がい者やその家族、地域住民が事業に関わるよう、広報等を通して広く周知することに努めます。

(3)相談支援事業

障害者相談支援事業は、盛岡広域圏の指定相談支援事業者への委託により実施しており、障がい児・者またはその家族が抱える悩み・問題等に対し、専門職による相談対応を行います。

<相談支援事業 第6期計画実績と第7期計画見込量>

【実績(第6期計画)】

事業の種類	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援事業	見込	4箇所	4箇所	4箇所
	実績	4箇所	4箇所	4箇所

※令和5年の実績値については、9月末時点の見込値

【見込(第7期計画)】

事業の種類	区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業	見込	4箇所	4箇所	4箇所

○見込量確保の方策

障がい者やその家族などからの相談に応じ、必要な情報提供が行えるよう、盛岡広域市町と連携を図りながら、利用者ニーズや指定相談事業者の動向等を把握しつつ、必要とされる相談支援体制の確保に努めます。

<<紫波町で委託している相談支援事業者>>

※令和5年度9月末時点の委託先

事業所名	住所・連絡先	専門とする障がい
盛岡広域圏障害者地域生活支援センター(My夢)	盛岡市本町通 3-19-1 電話 019-605-8822 FAX 019-605-8823	身体障がい 知的障がい 身体障がい
もりおか障害者自立支援プラザ	盛岡市三本柳 13-42-1 電話 019-632-1331 FAX 019-632-1332	身体障がい
障害者地域生活支援センターしんせい	矢巾町大字又兵衛新田 6-17-2 電話 019-697-3300 FAX 019-601-2826	身体障がい 知的障がい 身体障がい
ソーシャルサポートセンターもりおか	盛岡市本町通 1-9-14 電話 019-651-6282 FAX 同上	精神障がい

(4)基幹相談支援センター、基幹相談支援センター機能強化事業

基幹相談支援センターは、地域に暮らす障がい者の総合相談窓口として、平成29年度から矢巾町と共同で紫波地域の指定相談事業者へ委託し、実施しています。

基幹相談支援センターには社会福祉士などの専門的職員を配置し、相談支援を適性かつ円滑に実施するとともに、地域の相談支援体制の確立に向けて、地域の相談支援の強化に取り組めます。

<相談支援事業 第6期計画実績と第7期計画見込量>

【実績(第6期計画)】

事業の種類	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基幹相談支援センター	見込	有	有	有
	実績	有	有	有
基幹相談支援センター等 機能強化事業	見込	有	有	有
	実績	有	有	有

※令和5年の実績値については、9月末時点の見込値

【見込(第7期計画)】

事業の種類	区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センター	見込	有	有	有
基幹相談支援センター等 機能強化事業	見込	有	有	有

○見込量確保の方策

利用者に身近な相談支援体制の確立に向け、基幹相談支援センターや地域の相談支援事業者、関係機関との連携を図りつつ、相談支援事業が適性かつ円滑に行えるよう努めます。

《町が委託する基幹相談支援センター》

※令和5年度現在

事業所名	住所・連絡先	専門とする障がい
紫波地域障がい者基幹 相談支援センター (社会福祉法人新生会)	矢巾町大字又兵衛新田 6-17-2 電話 019-601-2805 FAX 019-601-2826	身体障がい 知的障がい 身体障がい

(5)住宅入居等支援事業

住宅入居等支援事業は、第5期障がい福祉計画より実施を見込んでいる事業です。アパートなど賃貸住宅への入居を希望している障がい者に対し、入居に向けたサポートを行います。

<住宅入居等支援事業 第6期計画実績と第7期計画見込量>

【実績(第6期計画)】

事業の種類	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
住宅入居等支援事業	見込	有	有	有
	実績	有	有	有

【見込(第7期計画)】

事業の種類	区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
住宅入居等支援事業	見込	有	有	有

○見込量確保の方策

現在、町では基幹相談支援センターへ委託し、事業を実施しています。今後も委託による実施体制を継続し、障がいをもつ方が希望する地域生活に向け、関係機関と調整を図りつつ、適正かつ円滑に行えるよう努めます。

(6)成年後見制度利用支援事業

知的・精神障がい者のうち、判断能力が不十分な方に対し、サービス利用契約の締結等が適切に行われるよう成年後見制度の利用を支援し、後見人等の報酬の経費の一部について補助を行います。

<成年後見制度利用支援事業 第6期計画実績と第7期計画見込量>

【実績(第6期計画)】

事業の種類	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	見込	1人	1人	1人
	実績	1人	0人	0人

※令和5年度の実績値については、9月末時点の見込値

【見 込(第7期計画)】

事業の種類	区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	見込	1人	1人	1人

○見込量確保の方策

盛岡広域成年後見センター、基幹相談支援センター等の関係機関と連携し、制度の周知と利用促進に努めます。

(7)成年後見制度法人後見支援事業

後見等の業務を適正に行うことができる法人や人材を確保できる体制の整備により、障がいのある人の権利を擁護する制度の充実を図っていきます。

<成年後見制度利用支援事業 第6期計画実績と第7期計画見込量>

【実績(第6期計画)】

事業の種類	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度法人後見支援事業	見込	無	無	有
	実績	無	無	無

※令和5年度の実績値については、9月末時点の見込値

【見 込(第7期計画)】

事業の種類	区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度法人後見支援事業	見込	無	無	有

○見込量確保の方策

- ・成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体等に対する研修などを行います。
- ・法人後見活動の安定的な実施のための組織体制や専門職による支援体制の構築などを図ります。

(8)意思疎通支援事業(コミュニケーション支援事業)

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいや難病のため、意思疎通を図ることに支障がある人に対し、手話通訳者、要約筆記者などの派遣を行うことにより、意思疎通の円滑化を図ります。

<意思疎通支援事業 第6期計画実績と第7期計画見込量>

【実績(第6期計画)】

事業の種類	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者派遣事業	見込	2人	2人	2人
	実績	0人	0人	0人
要約筆記奉仕員派遣事業	見込	0人	0人	0人
	実績	0人	0人	0人
手話通訳者設置事業	見込	無	無	無
	実績	無	無	無

※令和5年度の実績値については、9月末時点の見込値

【見込(第7期計画)】

事業の種類	区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣事業	見込	2人	2人	2人
要約筆記奉仕員派遣事業	見込	0人	0人	0人
手話通訳者設置事業	見込	無	無	無

○見込量確保の方策

- ・手話通訳者・要約筆記者派遣事業については、今後も岩手県立視聴覚障がい者情報センターへの委託による実施体制を継続し、必要なサービス提供に努めます。
- ・手話通訳者設置事業については、手話通訳者の配置が難しいことから、派遣事業を活用したサービス確保に努めます。

(9)手話奉仕員養成研修事業

地域の住民等を対象に、聴覚障がい者との交流活動の促進等の支援者として、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成・研修を行います。

<手話奉仕員養成研修事業 第6期計画実績と第7期計画見込量>

【実績(第6期計画)】

事業の種類	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成事業	見込	15人	15人	15人
	実績	16人	12人	10人

※令和5年度の実績は、令和5年9月末時点の見込値

【見込(第7期計画)】

事業の種類	区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成事業	見込	12人	12人	12人

○見込量確保の方策

- ・令和元年度から岩手県聴覚障害者協会へ委託し、矢巾町と合同で開催しています。手話で日常生活を行うために必要な手話語彙や手話表現技術を習得するための講習会等を継続実施します。
- ・令和4年度から、通常の養成講座に加えて、講座受講済みの方を対象に「レベルアップ講座」を開催しています。
- ・研修会等の開催について、広く周知することに努めます。

(10)移動支援事業(ガイドヘルパー、移送サービス)

移動支援事業は、ガイドヘルパー派遣と移送サービスの2つに分けられ、障がいにより移動が困難な障がい者や障がい児に対して、社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出支援を行います。

<移動支援事業 第6期計画実績と第7期計画見込量>

【実績(第6期計画)】

事業の種類	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ガイドヘルパー派遣(実人数)	見込	11人	12人	12人
	実績	6人	7人	6人
移送サービス(実人数)	見込	6人	6人	6人
	実績	3人	5人	6人

※令和5年度の実績値については、9月末時点の見込値

事業の種類	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ガイドヘルパー派遣・移送サービス(延べ利用時間)	見込	740時間	740時間	770時間
	実績	508時間	485時間	480時間

※令和5年度の実績値については、9月末時点の見込値

【見込(第7期計画)】

事業の種類	区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ガイドヘルパー派遣	見込	7人	7人	8人
移送サービス	見込	6人	7人	7人

事業の種類	区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ガイドヘルパー派遣・移送サービス(延べ利用時間)	見込	520時間	540時間	560時間

○見込量確保の方策

- ・令和3年度、令和4年度の利用減は、新型コロナウイルスの影響により外出の機会が減ったことが要因と考えられます。
- ・障がいにより移動が困難な障がい者や障がい児にとって、移動支援事業は社会生活上不可欠なものです。今後も実施体制を継続し、利用者ニーズを把握しながら、安定したサービス提供に努めます。

(11)日常生活用具給付事業

障がいのある人に対し、自立支援用具などの日常生活用具を給付または貸与することにより、日常生活の便宜を図っていきます。

<日常生活用具給付事業 第6期計画実績と第7期計画見込量>

【実績(第6期計画)】

事業の種類	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	見込	3件	3件	3件
	実績	3件	1件	2件
自立生活支援用具	見込	6件	6件	6件
	実績	6件	3件	1件
在宅療養等支援用具	見込	10件	10件	10件
	実績	3件	10件	0件
情報・意思疎通支援用具	見込	15件	15件	15件
	実績	6件	5件	3件
排泄管理支援用具	見込	180件	185件	190件
	実績	198件	186件	190件
住宅改修費	見込	2件	2件	2件
	実績	0件	3件	0件

※令和5年度の実績値については、9月末時点の見込値

【見込(第7期計画)】

事業の種類	区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	見込	2件	3件	3件
自立生活支援用具	見込	5件	5件	5件
在宅療養等支援用具	見込	5件	5件	5件
情報・意思疎通支援用具	見込	5件	5件	5件
排泄管理支援用具	見込	200件	210件	215件
住宅改修費	見込	2件	2件	2件

○見込量確保の方策

- ・今後も実施体制を継続し、利用者ニーズや給付動向を把握しながら、必要なサービス提供に努めます。

(12)地域活動支援センター事業

地域活動支援センター事業は、事業内容によってⅠ型、Ⅱ型などに分けられ、障がい者等の地域生活支援を促進するため、通所による創作的活動や生産活動の機会の提供を行います。

【地域活動支援センターⅠ型】

専門職員(精神保健福祉士など)を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発などの事業を実施します。

【地域活動支援センターⅡ型】

地域において雇用・就労が困難な在宅の障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴などのサービスを実施します。

<地域活動支援センター 第6期計画実績と第7期計画見込量>

【実績(第6期計画)】

事業の種類	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター(Ⅰ型)	見込	町外1箇所	町外1箇所	町外1箇所
	実績	町外1箇所	町外1箇所	町外1箇所
地域活動支援センター(Ⅱ型)	見込	無	無	無
	実績	無	無	無

※令和5年度の実績値については、9月末時点の見込値

【見込(第7期計画)】

事業の種類	区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター(Ⅰ型)	見込	1箇所	1箇所	1箇所
地域活動支援センター(Ⅱ型)	見込	無	無	無

○見込量確保の方策

- ・利用者ニーズや事業者の動向等を把握しながら、必要に応じたサービス提供に努めます。

2 地域生活支援事業(選択事業)

地域生活支援事業の見込については、障害福祉サービス等と同様に令和 6 年度から令和 8 年度の各年度毎にサービスを利用する人数及び必要とされる量を見込み設定するものです。

地域生活支援事業は、障がいのある人の能力や適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活が営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて実施されるもので、実施が義務付けられている「必須事業」と、市町村の裁量により行う「選択事業」があります。

当町では、下記の選択事業を実施することとし、各地域生活支援事業の利用状況及び新規利用者の人数を踏まえたうえで、見込量を設定しました。

<地域生活支援事業(選択事業)の種類・内容>

事業の種類	内 容
(1)知的障害者職親委託事業	知的障がい者を一定期間、町内の事業経営者等の私人に預け、生活指導と技能訓練等を行います。
(2)日中一時支援事業	障がい者等に障害者支援施設等において日中活動の場を提供することで、家族の就労支援または一時的な休息を提供します。
(3)自動車運転免許取得・改造助成事業	自動車運転免許の取得及び改造に要する経費の一部を助成します。
(4)スポーツ・レクリエーション教室開催等事業 (社会参加促進事業)	スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がいのある人の体力増強、交流、余暇などに資するため、また、障がい者スポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障がい者スポーツ大会などを開催し、障がい者スポーツに触れる機会を提供します。
(5)芸術文化活動振興事業	障がい者等の芸術文化活動を振興するため、障がい者等の作品展、音楽祭、映画祭等の芸術文化活動の機会を提供します。
(6)点字・声の広報等発行事業	視覚、聴覚、及び言語に障がいのある人への情報提供・社会参加促進を支援するため、点字、声の広報などを発行します。
(7)更生訓練等給付事業	就労移行支援事業や自立訓練事業を利用している人に対し、更生訓練費を支給することで、社会復帰の促進を図ります。
(8)障害者訪問入浴サービス事業	自宅及び通所先での入浴が困難な重度の障がい児者に対し、入浴車による訪問サービスを提供します。
(9)医療的ケア児在宅レスパイト事業 ※	在宅の医療的ケア児に対し、訪問看護師が自宅に出向き、一定時間家族の代わりに医療的ケアを行うことで家族の一時休息(レスパイト)やリフレッシュを図ります。

※令和 4 年度から実施している事業です。

(1)知的障害者職親委託事業

知的障害者職親委託事業は、事業経営を行いながら知的障がい者の更生援護に熱意を持っている職親に委託し、知的障がい者の生活指導及び技能習得訓練を行います。町では現在2事業所が登録されています。

<知的障害者職親委託事業 第6期計画実績と第7期計画見込量>

【実績(第6期計画)】

事業の種類	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
知的障害者職親委託事業	見込	目標値を設定していません		
	実績			

【見込(第7期計画)】

事業の種類	区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
知的障害者職親委託事業	見込	第3期障がい福祉計画から目標値を設定していません。 職親活動の周知活動を図っていきます。		

○見込量確保の方策

・今後も実施体制を継続し、周知活動を図りながら、必要なサービス提供に努めます。

(2) 日中一時支援事業

在宅の障がい児・者を一時的に預けることができる場や日中活動の場を提供することで、家族の一時的な介護負担の軽減を図ります。

<日中一時支援事業 第6期計画実績と第7期計画見込量>

【実績(第6期計画)】

事業の種類	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業(実施箇所)	見込	22箇所	23箇所	24箇所
	実績	23箇所	21箇所	20箇所
日中一時支援事業(実人数)	見込	62人	64人	66人
	実績	55人	55人	60人

※令和5年度の実績値については、9月末時点の見込値

【見込(第7期計画)】

事業の種類	区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業(実施箇所)	見込	21箇所	22箇所	23箇所
日中一時支援事業(実人数)	見込	62人	64人	66人

○見込量確保の方策

今後も実施体制を継続し、利用者ニーズや給付動向を把握しながら、適正なサービス量の確保に努めます。

(3)自動車運転免許・自動車改造助成事業

自動車運転免許取得・改造助成事業は、障がい者の自立した生活や就労などによる社会参加の促進するもので、自動車運転免許取得及び改造に要する経費の一部を助成します。

<自動車運転免許・自動車改造助成事業 第6期計画実績と第7期計画見込量>

【実績(第6期計画)】

事業の種類	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自動車運転免許・自動車改造助成事業	見込	4人	4人	4人
	実績	2人	1人	4人

※令和5年度の実績は、9月末時点の見込値

【見込(第7期計画)】

事業の種類	区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動車運転免許・自動車改造助成事業	見込	5人	5人	5人

○見込量確保の方策

- ・今後も実施体制を継続し、周知活動を図りながら、障がい者の社会参加の促進に努めます。

(4)スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障がいのある人の体力増強、交流、余暇などに資するため、また、障がい者スポーツを普及するため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障がい者スポーツ大会などを開催し、障がい者スポーツに触れる機会を提供します。

＜スポーツ・レクリエーション教室開催等事業 第6期計画実績と第7期計画見込量＞

【実績(第6期計画)】

事業の種類	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
スポーツ・レクリエーション教室 開催等事業	見込	54人	56人	58人
	実績	18人	14人	30人

※令和5年度の実績は、9月末時点の見込値

【見込(第7期計画)】

事業の種類	区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
スポーツ・レクリエーション教室 開催等事業	見込	30人	35人	40人

○見込量確保の方策

- ・紫波町社会福祉協議会へ委託し、知的障がい者や精神障がい者を対象としたスポーツ・レクリエーション教室等を年1回開催しています。
- ・令和3年度、令和4年度は、新型コロナウイルスの影響を受け参加人数が伸びなかったものと考えられます。
- ・今後も委託による実施体制を継続し、周知活動を図りながら、障がい者の社会参加の促進に努めます。

(5)芸術文化活動振興事業

障がい者等の芸術文化活動を振興するため、障がい者等の作品展、音楽祭、映画祭等の芸術文化活動の機会を提供します。

<芸術文化活動振興事業 第6期計画実績と第7期計画見込量>

【実績(第6期計画)】

事業の種類	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
芸術文化活動振興事業	見込	見込値を設定していません		
	実績	202人	131人	293人

※令和5年度の実績は、9月末時点での見込値

【見込(第7期計画)】

事業の種類	区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
芸術文化活動振興事業	見込	第3期障害福祉計画から見込値を設定していません。関係機関等で障がい児・障がい者の社会参加・交流につながる機会を検討していきます。		

○見込量確保の方策

- ・紫波町社会福祉協議会へ委託し、障がい者による作品展や販売等を行う「ふれあいフェスタ」を年1回開催しています。
- ・今後も委託による実施体制を継続し、障がい者の社会参加の促進に努めるとともに、多くの障がい者や地域住民が事業に関わるよう、広報等を通して広く周知することに努めます。

(6)点字・声の広報等発行事業

視覚、聴覚、及び言語に障がいのある人への情報提供・社会参加促進を支援するため、点字、声の広報などを発行します。

<点字・声の広報等発行 第6期計画実績と第7期計画見込量>

【実績(第6期計画)】

事業の種類	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
点字・声の広報等発行事業	見込	10人	10人	10人
	実績	10人	10人	10人

※令和5年度の実績は、9月末時点の見込値

【見込(第7期計画)】

事業の種類	区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
点字・声の広報等発行事業	見込	10人	10人	10人

○見込量確保の方策

- ・紫波町社会福祉協議会へ委託し、朗読ボランティアの協力を得ながら、広報内容をCDなどに録音した声の広報「声のお便り」を毎月発行しています。今後も委託による実施体制を継続し、必要なサービス提供に努めます。

(7)更生訓練等給付事業

施設において自立訓練又は更生訓練を受けている身体障がい者を対象に、社会復帰に向け、実体験等の訓練を行っているとして認めた施設の利用者に更生訓練費の支給を行います。

<更生訓練等給付事業 第6期計画実績と第7期計画見込量>

【実績(第6期計画)】

事業の種類	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
更生訓練等給付事業(実施箇所)	見込	1箇所	1箇所	1箇所
	実績	無	無	無
更生訓練等給付事業(実人数)	見込	1人	1人	1人
	実績	無	無	無

※令和5年度の実績値については、9月末時点の見込値

【見込(第7期計画)】

事業の種類	区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
更生訓練等給付事業(実施箇所)	見込	1箇所	1箇所	1箇所
更生訓練等給付事業(実人数)	見込	1人	1人	1人

○見込量確保の方策

- ・今後も実施体制を継続し、必要なサービス提供に努めます。

(8)障害者訪問入浴サービス事業

自宅及び通所先での入浴が困難な重度の障がい児者に対し、入浴車による訪問サービスを提供します。

<障害者訪問入浴サービス事業 第6期計画実績と第7期計画見込量>

【実績(第6期計画)】

事業の種類	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者訪問入浴サービス事業 (実人数)	見込	2人	3人	3人
	実績	1人	1人	1人

※令和5年度の実績値については、9月末現在での見込値

【見込(第7期計画)】

事業の種類	区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者訪問入浴サービス事業 (実人数)	見込	2人	2人	3人

○見込量確保の方策

・地域における重度障害がある方の生活を支援するため、訪問入浴サービス事業を継続実施します。

(9)医療的ケア児在宅レスパイト事業

令和4年度から実施している事業です。

在宅の医療的ケア児に対し、訪問看護師が自宅に出向き、一定時間家族の代わりに医療的ケアを行うことで家族の一時休息(レスパイト)やリフレッシュを図ります。

【実績(第6期計画)】

事業の種類	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療的ケア児在宅レスパイト事業(実人数)	見込	1人	2人	2人
	実績	無	無	3人

※令和5年度の実績値については、9月末現在の見込値

【見込(第7期計画)】

事業の種類	区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児在宅レスパイト事業(実人数)	見込	3人	4人	5人

○見込量確保の方策

- ・在宅の医療的ケア児の看護を行う家族の負担軽減を図り、医療的ケアが必要な人への環境の整備や支援の充実に努めます。

第4節 補装具と自立支援医療

(精神通院医療・更生医療・育成医療)

1 補装具費の支給

補装具とは身体障がい者等の身体に装着(装用)することにより、身体機能を補完または代替し、かつ継続して使用される装具のことで、車いすや補聴器等があります。

利用者負担については、原則として費用額の1割となりますが、所得に応じ、一定の負担上限が設定されています。

<補装具費の支給の内容>

サービス名	内 容
補装具費の支給	補装具を必要とする身体障がい者等に補装具の購入費や修理費の給付を行います。

<対象となる補装具>

義肢、装具、座位保持装置、盲人安全つえ、矯正眼鏡、義眼、補聴器、車いす、歩行器、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置など

2 自立支援医療

自立支援医療とは、障がいを軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減するものです。

利用者負担は、原則1割ですが、所得に応じて1ヶ月当たりの負担額の上限が設定されます。

<自立支援医療の内容>

サービス名	内 容
精神通院医療	精神疾患の治療のために医療機関に通院する場合に、医療費の自己負担分を公費で負担する制度です。
更生医療	障がいを軽減するために必要な医療(手術等)を受けた際の医療費の一部を公費で負担し、医療費の自己負担を軽減する制度です
育成医療	身体に障がいを有する児童又は既存の疾患を放置することで、将来、障がいを残すと認められる児童に対し、障がいを軽減する手術等の治療に要する費用の一部を公費で負担する制度です。

第5章 第3期障がい児福祉計画

第1節 障がい児支援の提供体制を整備するための 数値目標について

- ・第2期障がい児福祉計画の進捗状況
- ・第3期障がい児福祉計画における数値目標の設定

第2節 障害児通所サービス等・障害児相談支援の見込量の設定

第1節 障がい児支援の提供体制を整備するための 数値目標について

- ・第2期障がい児福祉計画の進捗状況
- ・第3期障がい児福祉計画における数値目標の設定

第2期障がい児福祉計画では、障がい児及びその家族に対する支援について、本町及び障がい児を取り巻く環境等の実情を踏まえて、国の指針に基づき、令和2年度を目標年度とする障害児通所支援等の提供体制の確保に係る数値目標を設定しました。

第2期障がい児福祉計画における数値目標について振り返りを行い、第3期障がい児福祉計画において、引き続き障がい児通所支援等の地域支援体制の整備を推進するための数値目標を設定します。

1 障がい児支援の提供体制の整備等

第2期障がい児福祉計画における数値目標				
① 令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置する。 ② 令和5年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。 ③ 令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保する。 ④ 令和5年度末までに、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。				
実 績				
項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	備 考
児童発達支援センターの設置	0箇所	0箇所	0箇所	
保育所等訪問支援の体制構築	2箇所	2箇所	2箇所	圏域で確保
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後デイサービス事業所の確保	2箇所	2箇所	2箇所	圏域で確保
保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置	設置	設置	設置	

【評 価】

- ・児童発達支援センターの設置については、目標未達ではありますが検討を継続しています。より身近な地域で支援体制を構築できるよう、設置に向けて検討を継続していく必要があります。
- ・保育所等訪問支援の体制構築・重度心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所は、圏域で確保できています。
- ・保健・医療・障がい福祉・保育・教育等との連携を図る協議の場については、こどもサポート会議(事務局は紫波町こども課)において位置づけています。

国の基本指針				
① 令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に1か所以上設置する。				
② 全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の(インクルージョン)推進体制を構築する。				
③ 令和8年度末までに、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に1か所以上確保する。				
第3期計画の数値目標				
項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度	備考
児童発達支援センターの設置	0箇所	0箇所	1箇所	—
保育所等訪問支援の体制構築	2箇所	2箇所	3箇所	圏域で設置
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	3箇所	3箇所	3箇所	圏域で設置
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	3箇所	3箇所	3箇所	圏域で設置
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	設置	設置	設置	市町村で実施
医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置	1人	1人	1人	市町村で実施

※令和5年度の実績は、9月末時点の見込値

○目標達成のための方策

- ・児童発達支援センターの設置にあたっては、国の指針や県の考え方を踏まえて関係課・関係機関で協議・検討を行い、設置を目指します。
- ・医療的ケア児支援のための関係機関協議の場については、自立支援協議会等でも情報共有等を行い、運営体制の強化を図ります。
- ・医療的ケア児等コーディネーターについては、令和4年度までは事業委託として、令和5年度からは健康福祉課に相談員を配置する形で実施しています。地域における医療的ケア児のニーズ等を把握し、本人及び家族と関係機関とのつなぎ役となるべく、今後も実施を継続していきます。

第2節 障害児通所サービス等・障害児相談支援の見込量の設定

1 障害児通所サービス等

障害児通所系サービス等の見込みについては、令和6年度から令和8年度の各年度毎にサービスを利用する人数及び必要とされる量を見込み設定するものです。

障害児通所サービス等は、児童福祉法に基づく事業として位置づけられ、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援の5つに分けられます。

本町では、障害児通所サービス等の利用状況及び未就学児から18歳未満の児童までを含む新規利用者の人数を踏まえたうえで、見込量を設定しました。

<障害児通所サービス等の種類・内容>

サービス名	内 容
児童発達支援	障がいのある未就学児に対し、通所により日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由で、理学療法などの機能訓練や医療的管理かでの支援が必要である児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うとともに身体状況により治療も行います。
放課後等デイサービス	障がいのある就学児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。
保育所等訪問支援	障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを定期的に訪問し、障がい児や保育所のスタッフに対し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児に対し、障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

＜障害児通所サービス等 第2期計画実績と第3期計画見込量＞

【実績(第2期計画)】

サービス種類	区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		人数	日数	人数	日数	人数	日数
児童発達支援	見込	23	280	24	300	25	320
	実績	26	271	32	291	27	360
医療型児童発達支援	見込	3	45	3	45	3	45
	実績	2	45	2	28	2	30
放課後等デイサービス	見込	76	1,000	78	1,050	80	1,100
	実績	90	1,206	97	1,124	98	1,390
保育所等訪問支援	見込	2	4	3	6	3	6
	実績	2	2	5	1	4	4
居宅訪問型児童発達支援	見込	0	0	0	0	1	1
	実績	0	0	0	0	0	0

※令和5年度の実績値については、9月末時点の見込値

【見込(第3期計画)】

サービス種類	区分	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
		人数	時間	人数	時間	人数	時間
児童発達支援	見込	30	350	35	370	40	390
医療型児童発達支援	見込	2	45	3	60	4	75
放課後等デイサービス	見込	95	1,350	98	1,400	100	1,450
保育所等訪問支援	見込	5	5	6	8	7	10
居宅訪問型児童発達支援	見込	0	0	0	0	1	3

○見込量確保の方策

利用者ニーズやサービス提供事業者の動向等を把握しながら、必要とされる情報の十分な提供に努めるとともに、町内や近隣市町の障害児通所サービス事業所、相談支援事業者、基幹相談支援センター、こども課などと連携を図りながら、適正なサービス量の確保に努めます。

2 障害児相談支援

障害児相談支援の見込みについては、令和6年度から令和8年度の各年度毎に障害児相談支援を利用する実人数及び必要とされる量を見込み設定するものです。

本町では、障害児通所サービス等の利用状況及び未就学児から就学児までを含む新規利用者の人数を踏まえたうえで、見込量を設定しました。

<相談支援の種類・内容>

サービス名	内 容
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する際に、サービス利用を通じて本人や家族の希望する生活を実現するための障害児支援利用計画案を作成し、サービスの利用後には定期的に計画を見直し、必要なサービスの利用調整(モニタリング)を行います。

<障害児相談支援 第2期計画実績と第3期計画見込量>

【実 績】

サービス種類	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		人数	人数	人数
障害児相談支援	見込	20	22	24
	実績	25	34	38

※令和5年度の実績値については、9月末時点の見込値

【見 込(第3期計画)】

サービス種類	区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
		人数	人数	人数
障害児相談支援	見込	40	45	50

○見込量確保の方策

障害児通所サービスの利用者が、個別の状況に応じた適切なサービス利用ができるよう、町内や近隣市町の相談支援事業者、基幹相談支援センター等と連携を図りながら、適正なサービス量の確保に努めます。

また、今後も需要の増加が見込まれることから、利用者ニーズや相談支援事業者の動向等を把握しながら、地域で必要とされる相談支援専門員数の確保の推進に努めます。

第6章 計画の推進のために

第1節 計画の推進

第2節 計画の評価

第1節 計画の推進

1 地域での支援体制の推進

本計画の推進にあたっては、障がいのある人もない人も、すべての人がその人らしく暮らすことができる環境づくりが必要です。

そのために、地域社会、学校、団体、企業、行政等がそれぞれの役割を果たしながらお互いに連携・協力し、一体となって取り組み、計画の推進を図る必要があります。

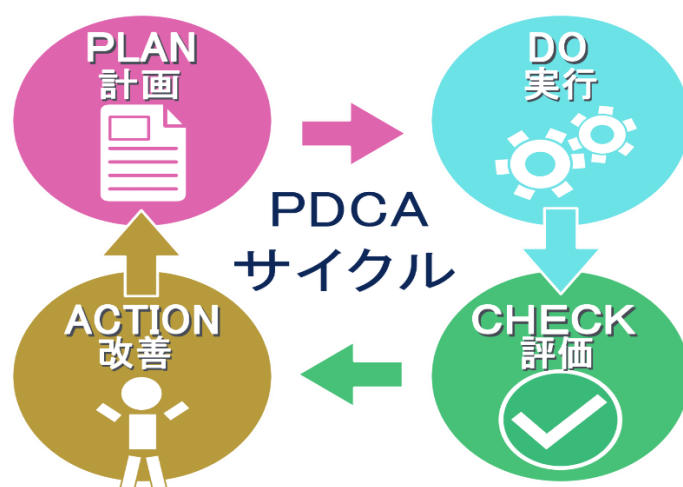
2 全庁的な推進体制の整備

本計画の実現に向けて、障害のある人やその家族等へのきめ細かなサービスを総合的・一体的に提供できるよう、庁内の福祉・保健・医療・教育・労働・まちづくり等に関する関係課等との連携を一層強化して施策を推進します。

第2節 計画の評価

本計画を着実に推進し、効果の高いものとするためには、計画を立て(Plan)、実行し(Do)、進捗状況及び成果を点検・評価したうえで(Check)、取り組みの改善・見直しを行う(Action)、PDCA サイクルを構築することが大切です。

本計画の進捗状況及び成果に関する点検・評価については策定委員会等にて行うとともに、国の制度変更や計画期間の終了に伴う改定の際には、策定委員会において評価結果を報告し、意見を求めながら課題に対する必要な対応を図ることとします。



第 7 章 資料編

- 第 1 節 紫波町障害者計画策定委員会条例
- 第 2 節 紫波町障害者計画策定委員会 委員名簿
- 第 3 節 紫波町障がい福祉プラン策定経過
- 第 4 節 用語解説

第1節 紫波町障害者計画策定委員会条例

(設置)

第1条 紫波町障害者計画(以下「計画」という。)の策定に関し必要な事項を調査審議するため、紫波町障害者計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、必要の都度、町長が委嘱する。

- (1) 関係団体等の代表者
- (2) 識見を有する者

3 委員は、調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選とする。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、生活部において処理する。

(補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成10年12月22日条例第34号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月25日条例第7号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月18日条例第11号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月20日条例第9号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月15日条例第5号)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に第6条及び第7条の規定による改正前の紫波町環境保全条例又は紫波町障害者計画策定委員会条例の規定により在職する委員は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

第2節 紫波町障害者計画策定委員会 委員名簿

(任期)令和5年11月29日～令和6年3月31日

No	所属団体名等	職名	氏名	備考
関係団体等の代表者	1 紫波町社会福祉協議会	会長	近 藤 英 一	委員長
	2 紫波町身体障害者福祉協会	理事	小川 ユリ子	
	3 紫波町手をつなぐ親の会	会長	佐々木 儀一	
	4 紫波町精神障害者当事者会さくら会	会長	三 浦 正 彦	
	5 紫波町精神障害者家族会紫幸会	会長	山 影 武 司	
	6 けやき学園	施設長	鷹 背 武 寿	
	7 せいかつかいご陽だまり	支援員	川 村 秀 光	
	8 NPO法人紫波さぷり	代表	細 川 恵 子	副委員長
	9 オレンジの会	副会長	石 橋 陽 子	
	10 紫波の子育てを支援する会あれんと	事務局	阿 部 圭 子	
	11 紫波町障害者自立支援協議会 地域生活支援部会	部会長	小野寺 亮夫	
	12 紫波町障害者自立支援協議会 こども支援部会	部会長	藤 原 純 子	
識見を有する者	13 紫波町民生児童委員協議会	副会長	菅 沼 幸 夫	
	14 紫波地域障がい者基幹相談支援センター	所長	田 代 拓 之	
	15 野崎内科・神経内科医院	院長	野 崎 有 一	

第3節 紫波町障がい福祉プラン策定経過

日 程	内 容
令和5年7月3日	紫波町自立支援協議会(全体会)で報告 紫波町障がい福祉プランの進捗状況及び見直しについて報告
令和5年7月13日	障がい福祉についてのアンケートに係る意見交換 (紫波町障がい者自立支援協議会こども支援部会委員に実施) 【対象団体】 計21団体 ●障がい関係団体等…紫波町手をつなぐ親の会、紫波の子育てを支援する会あれんと、みすず広場、オレンジの会 ●子育て支援機関…古館保育所、子育て応援センターしわっせ、虹の保育園子育て支援センター、紫波町こどもセンター ●社会福祉協議会…紫波町社会福祉協議会 ●事業所…南さぶり、北さぶり、朝日田さぶり、陽だまり ●相談支援機関…紫波地域障がい者基幹相談支援センター、相談支援事業所さぶり、岩手県発達障がい者支援センター ウィズ ●相談員…知的障害者相談員 ●民生児童委員…紫波町民生児童委員協議会(主任児童委員) ●行政(町)…紫波町学校教育課、紫波町こども課、紫波町健康福祉課
令和5年7月31日	障がい福祉についてのアンケートに係る意見交換 (紫波町障がい者自立支援協議会地域生活支援部会委員に実施) 【対象団体】 計24団体 ●障がい関係団体…紫波町身体障がい福祉協会、オレンジの会(再掲)、紫波町手をつなぐ親の会(再掲)、紫波町精神障がい者家族会紫幸会、紫波町精神障害者保健ボランティアゆいっこの会、朗読ボランティア「銀の鈴」 ●社会福祉協議会…紫波町社会福祉協議会(再掲) ●サービス事業所…けやき学園、さくら製作所、ムーヴメントしわ、ことりファーム、せいかつかいご陽だまり(再掲)、生活介護紫波南さぶり(再掲)、紫波町社会福祉協議会指定訪問介護事業所、グリーンケア、地域生活支援事業所じゅげむ、共同生活事業所じゃんぷ、新生(中島)ホーム ●相談支援事業所…紫波地域障がい者基幹相談支援センター(再掲)、相談支援事業所けやき学園 ●民生児童委員…紫波町民生児童委員協議会(再掲) ●教育機関…岩手県立産業技術短期大学 ●医療機関…平和台病院 ●行政…紫波町地域包括支援センター

令和5年9月1日～ 9月22日	障がい福祉についてのアンケート調査実施 【調査対象】 ・障害者手帳等所持者(18～69歳、無作為抽出) 1,000人(回収率 37.0%) ・一般住民(無作為抽出) 1,000人(回収率 25.9%) ・町内小学校6年生、中学校2年生 571人(回収率 92.5%) ・紫波総合高校(福祉・健康系列) 20人(回収率 100.0%)
令和5年11月22日	関係事業所等との意見交換 (紫波町障がい者自立支援協議会 第3回地域生活支援部会及びこども支援部会において実施) 【参加団体】 地域生活支援部会 15 団体、こども支援部会 21 団体 【報告・内容】 ・障がい福祉プランに関する意見交換 ・情報交換
令和5年11月29日	第1回紫波町障害者計画策定委員会 【報告・協議内容】 ・障がい者の状況及び第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の実績について ・第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の策定について ・アンケート集計結果について
令和5年12月25日	第2回紫波町障害者計画策定委員会 【報告・協議内容】 ・関係団体・事業所との意見交換会結果について ・紫波町障がい福祉プラン(素案)について
令和6年1月上旬	紫波町障がい福祉プラン(案)作成
令和6年1月22日～ 2月12日	パブリックコメント実施 【周知方法】 広報紫波ネット、町ホームページ、各種関係会議 【閲覧場所】 町ホームページ、町内各地区公民館、紫波町総合福祉センター、健康福祉課福祉係、紫波町図書館、ゆいっとサロン(情報交流館)
令和6年2月20日	議会全員協議会(紫波町障がい福祉プランの概要説明)
令和6年2月28日	第3回紫波町障害者計画策定委員会 【報告・協議内容】 ・意見公募(パブリックコメント)の結果について ・紫波町障がい福祉プランの最終案について
令和6年3月	町長決裁、紫波町障がい福祉プラン公表

第4節 用語解説

あ行	
医療的ケア児	医療的ケア児とは、医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。
医療的ケア児等コーディネーター	保健・医療・福祉・子育て・教育等、必要なサービスを総合調整し、医療的ケア児等に対する専門的な知識と経験に基づいて、支援に関わる関係機関との連携(多職種連携)を図り、とりわけ本人の健康を維持しつつ、生活の場に多職種が包括的に関わり続けることのできる生活支援システム構築のためのキーパーソンとしての役割が求められている。
SDGs(エス・ディ・ジーズ)	Sustainable Development Goalsの略称。平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された平成28年から令和12年までの国際目標のこと。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っている。
か行	
基幹相談支援センター	地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務(身体障がい・知的障がい・精神障がい等)を実施し、地域の実情に応じて行う。
共生社会	制度・分野ごとの縦割りや、支え手、受け手という関係をを超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。
傾聴ボランティア	心に寄り添って話を聴くボランティア活動を指す。
ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のことで、言えば「命の門番」とも位置付けられる人のこと。
合理的配慮	障がい者が日常生活を送る上で妨げとなる様々な障壁に対し、提供者にとって過度な負担とならない範囲で、その障壁を取り除くために行われる配慮・便宜のこと。
権利擁護	自己の権利や援助ニーズを表明することが困難な障がい者等について、援助者が本人の代理として、権利の行使やニーズに対応するサービス等の獲得を行うこと。
さ行	
サービス等利用計画	障がい者のニーズ等を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、作成する計画。
児童発達支援センター	地域の障がいのある児童の日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行う施設のこと。
児童福祉法	昭和22年に制定された、児童の福祉を保障する法律のこと。乳幼児の保健の改善、母体の保護、未熟児の養育、障がい児の育成医療や、児童福祉施設の設置について、行政が行うことを定めている。

	また、本法では、市町村は、障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針に即して、市町村障害児福祉計画を定めるものとしてされている。
自閉症	対人関係の困難さ、言葉の発達障がい、物事への興味や関心が狭く、特定のものにこだわることを特徴とする障がい。
市民後見人	自治体等が行う研修により、後見活動に必要な法律や福祉の知識、実務対応能力を身に付け、後見活動を行う一般市民のこと。
社会的障壁	障がいのある人が日常生活又は社会生活するうえで支障となるような社会における事物、制度、慣行、概念その他一切のもの。
社会福祉協議会	地域の課題解決と住民生活の向上を目指した福祉活動を推進する、営利を目的としない民間組織のこと。
重層的支援体制	高齢、障がい、こども、生活困窮などの分野別の支援では対応しきれないような「地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ」に対応する包括的な支援体制のこと。
重度心身障がい	重度の知的障がいと、重度の肢体不自由が重複している状態のこと。
障害者基本法	障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする法律。
障害者虐待防止法	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成23年6月17日成立、平成24年10月1日施行)の略称。 主な内容は、障がい者虐待を定義(1養護者、2障害者福祉施設従事者等、3使用者による障害者虐待)するとともに、障がい者の虐待禁止規定、障がい者虐待の早期発見の努力義務規定を置き、障がい者虐待防止等に係る具体的スキームを定めたもの。
障害者雇用促進法	障がいのある人の雇用と在宅就労の促進について定めた法律。
障害者差別解消法	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成25年6月19日成立、平成28年4月1日施行)の略称。 すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的に制定された。 主な内容としては、障がいを理由とする差別等の権利侵害行為の禁止、社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止、国による啓発・知識の普及を図るための取組等が挙げられる。
障害者就業・生活支援センター	障がい者の身近な地域において、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点として、就業面及び生活面における一体的な相談支援を実施している。
障害者職業センター	障がいのある人に対する専門的な職業リハビリテーションを提供する施設。 事業主に対する障がい者の雇用管理に関する相談・援助、地域の関係機関に対する助言・援助を実施している。

障害者総合支援法	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平成24年6月20日成立、平成25年4月1日施行)の略称。地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援することを目的に制定された。 主な内容としては、障がい者の範囲の拡大(難病等の追加)や、障害支援区分の創設、障がい者に対する支援の拡大やサービス基盤、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備等が挙げられる。
ジョブコーチ	知的障がい者や精神障がい者など職場での適応に課題を有する障がい者に対して、職場適応援助者(ジョブコーチ)を事業所に派遣し、きめ細かな人的支援を行うことにより、職場での課題を改善し、職場定着を図る。
自立支援医療	心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度で、現在、3種類ある。 ・「更生医療」の給付対象は18歳以上の身体障がい者で、一定の所得未満(人工透析等の継続的な治療をされる方を除く)の方である。 ・「育成医療」の給付対象は18歳未満で、肢体不自由や視覚障がい等の身体上の障がいがある、又は現存の疾患を放置すると障がいを残すと認められる児童で、都道府県等が指定する「指定自立支援医療機関(育成医療)」で受ける治療により、確実な治療効果が期待できる方などである。 ・「精神通院」の給付対象は、精神疾患があり、通院医療を受けている一定の所得未満の方である。
自立支援協議会	障害者総合支援法第89条の3に基づき、市町村または圏域等を単位として設置される協議会。 地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、福祉・保健・医療・教育・雇用など関係機関等のネットワーク構築を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行い、障害者等への支援体制の整備を図ることを目的として設置される。
成年後見制度	判断能力が不十分な方が、契約手続き等で不利益を受けることを防ぐための制度。具体的には、契約締結等を代わりに行う代理人等を選任したり、誤った判断に基づいた契約を取り消すことができるような仕組みがある。
相談支援事業所	障がいのある人とその家族等からの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のために必要な援助等を行う。また、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行う。
相談支援専門員	障がい者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス等利用計画を作成する専門職のこと。 正当な理由がない限り、業務上知り得た情報を漏らさないよう、個人情報の取扱いに細心の注意を払いながら相談支援を実施している。
た行	
地域活動支援センター	障がい者を対象に創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設のこと。

地域生活支援等拠点	障がい者及び障がい児の入所施設や病院からの地域移行を進めるとともに、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい児者の生活を地域全体で支える体制を構築することを目的として整備されるもの。
(精神障がいにも対応した)地域包括ケアシステム	精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステムのことを指す。
特別支援学級	学校教育法に基づき、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に置くことができる学級で、心身に障がいをもつ児童・生徒のために、ニーズに応じた教育を行うことを目的としている。
は行	
バリアフリー	障がい者が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去するという意味。元来は物理的な障壁の除去という意味合いが強かったが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な障壁の除去という意味で用いられるようになっていく(バリアフリー)。
避難行動要支援者名簿	災害対策基本法及び紫波町地域防災計画の定めにより、避難行動要支援者に対し、避難の支援や安否の確認等を行うための基礎となる名簿のこと。
ヘルプマーク	援助や配慮を必要としていることが外見では分かりにくい(義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病の人等)が、援助や配慮が必要な事を周囲に知らせることで、援助を得やすくなるように作成したマークのこと。
ま行	
民生委員・児童委員	民生委員は民生委員法に基づき厚生労働大臣から無報酬で委嘱された非常勤の特別職の公務員で、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い社会福祉の増進に努める人々。また、児童福祉法に基づき児童委員を兼ねるとされ、地域の子ども及び妊産婦の福祉の増進にも努める。
盛岡広域成年後見センター	成年後見制度の利用促進を図るために2市3町(盛岡市、滝沢市、雫石町、矢巾町、紫波町)の共同で設置された中核機関。令和5年度岩手町も参画。センターでは、成年後見制度に関する相談対応、利用支援、担い手育成などを行い、成年後見制度の利用を必要としている人が、適切に制度を利用できるような体制を構築する。
や行	
ユニバーサルデザイン	障がいの有無や年齢等に関わらず、すべての人が使いやすいように考慮し、身の回りの品物から住宅、建物、都市空間等をデザインする考え方のこと。
ら行	
リハビリテーション	障がいや病気、怪我及び老化現象等、様々な原因によって生じた心身の障がいに対して、その障がいが元の状態に戻るような訓練のこと。

紫波町障がい福祉プラン

(障がい者計画・第 7 期障がい福祉計画・第 3 期障がい児福祉計画)

令和 6(2024)年3月発行

岩手県紫波町

編集 紫波町生活部健康福祉課

〒028-3392

岩手県紫波郡紫波町紫波中央駅前二丁目 3 番地 1

電話 019-672-2111(代表) FAX 019-672-2311